

ちんと整理されておりましたが、直後の現場写真等を用いた説明を受けて、事故当時の悲惨な状況がうかがえ、安全対策の重要性を実感いたしました。

次いで、地元自治体の代表の方々との意見交換に臨みました。意見交換に参加された地元自治体の方々は、西川一誠福井県知事、多田清太郎敦賀市助役、山口治太郎美浜町長、時岡忍大飯町長、大田常雄高浜町助役の五名であります。

地元自治体からは、事故によって原子力に対する住民の信頼が大きく揺らいでおり、それを早急に回復することが重要とした上で、再発防止策の着実な実施、原子炉の高経年化対策、国による原子力に対する信頼回復策、広報体制のさらなる強化、立地地域の道路等の基盤整備、観光、産物等の風評被害防止策、エネルギー研究開発拠点化計画の具体化への協力等の要望が出されました。その後、各委員から要望の具体的な内容に関して質疑が行われました。

最後に、私どもの調査に御協力をいただきました関係者の皆様方に感謝の意を表しまして、概要の報告といたします。

以上であります。

○河上委員長 次に、内閣提出、有限責任事業組合契約に関する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る一日質疑を終局いたしております。

これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。塩川鉄也君。

○塩川委員 私は、日本共産党を代表して、有限責任事業組合契約に関する法律案、いわゆる日本版LLP法案に対する反対討論を行います。

我が党は、中小企業や個人、いわゆるベンチャー企業等による新事業の創出、新事業への挑戦を大いに激励、振興する立場に立つものであります。仮に新事業のために新しい組合契約を検討するとしても、我が国の企業風土、国民のニーズに立脚して、中小企業、国民の経験と英知を総結集して議論されるべきであります。

ところが、米国のLLCを模倣した日本版LLPを今性急に我が国に導入するには、余りにも問題が多いと言わざるを得ません。

反対理由の第一は、政府はベンチャー育成のため、米国でここ十年に八十万社のLLCが生まれてきたという効果があるから、日本にも類似の制度を導入したいとその理由を言います。しかしながら、この同じ時期は米国がITバブルの時代であり、エンロン、ワールドコム事件など企業不祥事が続発し、甚大な被害が発生した時期でもありません。しかも、日本は米国に比べ、契約ルールや証券市場を初め市場ルールの監視が極めて緩やかな国であります。ベンチャー育成の現状の真摯な検証抜きに、米国の表層だけを見て安易に模倣品の導入を行うべきではありません。

第二に、無限責任を大前提とした民法組合を、全員が有限責任の組合という民法の大原則を根本的に転換して設計された本法案は、顧客、取引先、消費者に対する責任が出資の範囲に限定されるものであり、債務を不当に免れ、乱用される危険が極めて大きいものであります。出資者にとつて使い勝手がいいというのは、悪用されやすいことと表裏の関係にあります。それを事前にチェック、監視し、防止する制度はできておりません。

第三に、日本版LLP制度は、日本版LLCとともに財界が強く要求してきたもので、法制審議会法部会長さえ指摘するように、経済界としては税制上のパススルーさえできればいいという本音が露骨に目につく代物です。企業グループとして多数の子会社、LLP、LLCを通じて柔軟に損失を取り込み、法人税を軽減できる、二重課税回避先にあてはまる制度です。大企業、大資産家、投資家にとつておいしい制度となるだけでは、重税に苦しむ圧倒的な国民、中小企業は到底納税のいくものではありません。

最後に、LLCの法人税の扱いについて、中川

大臣は、まだ決まっていないと答弁されました。少なくとも、有限責任事業組合法と会社法は、企業組織法制及び税制のあり方を含め、一体として同時並行して慎重な審議を行うべきことを求め、討論を終わります。

○河上委員長 これにて討論は終局いたしました。

○河上委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、有限責任事業組合契約に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河上委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○河上委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、平井卓也君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。細野豪志君。

○細野委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

有限責任事業組合契約に関する法律案に対する附帯決議(案)

我が国経済の発展に寄与すべき新たな企業組織法制について、その早期における定着の重要性に鑑み、政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

一 有限責任事業組合に対する国民一般の認知度の向上を図り、改正会社法に基づき新たに認められる合同会社との違いを明確にしつつ、有限責任制等の特徴に関しても十分に周知徹底すること。また、債権者保護の状況について不断の監視に努めること。

二 租税回避行為への悪用を防止する観点から、有限責任事業組合に係る徴税に関し、その実効性及び公正性の確保に遺漏なきを期すること。

三 専門的知識を有する多様な人材の活用に資するため、有限責任事業組合の業務執行として認められる範囲の明確化を図るとともに、弁護士や税理士等のいわゆる士業が行う共同事業において、有限責任事業組合を利用することが可能となるよう、前向きに検討を進めること。

四 従前の中小企業・ベンチャー振興政策を検証しつつ、現下の経済状況を踏まえ、金融対策を含む総合的な振興策を改めて構築するよう努めるものとする。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○河上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河上委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、中川経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。中川経済産業大臣。

○中川国務大臣 おはようございます。

ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○河上委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河上委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河上委員長 次に、内閣提出、参議院送付、日本アルコール産業株式会社法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として財務省主計局長杉本和行君、経済産業省産業技術環境局長齋藤浩君、経済産業省製造産業局長石毛博行君、経済産業省製造産業局長塚本修君、資源エネルギー庁次長細野哲弘君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長岩井良行君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長安達健祐君及び中小企業庁長官望月晴文君の出席を求め、説明を聴取し、また、会計検査院事務総局第五局長船渡享向君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河上委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○河上委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大島章宏君。

○大島委員 民主党の大島章宏でございます。日本アルコール産業株式会社法案について質問をさせていただきます。

しかし、法案の質疑に入る前に、大臣に一言ちよつと御感想を伺いたいことがございます。

それは、きのうの衆議院の本会議で竹中大臣の発言がございました。その中で、まことに遺憾でありますという言葉がありました。大臣、この

遺憾でありますというのはどういう意味なんでしょうか。

○中川国務大臣 私もよく遺憾という言葉に耳にすることがありますが、非常に人によつて受けとめ方が違う難しい言葉ではないかというふうに、私は、いろいろな場合で使われますので、例えば外交関係でありますとか、あるいはまた謝罪の意味を含めた場合も使いますし、そういう意味で、遺憾という言葉はいろいろな意味、発言される方また聞く方にとりましていろいろな幅広い理解の仕方になるのではないかとというのが私の率直な感想でございます。

○大島委員 正直、与野党の理事会で議決をされて、委員会に大臣が出席を求められていた。しかし、そういう与野党の合意はなかったということ。で出席しなかったという話が衆議院の本会議場でも大臣からあったんですが、それに対して、この遺憾というのは、私もよくわからないので広辞苑で引いてきたんですが、「思い通りにいかず心残りなこと。残念」という話なんです。

大臣として委員会が招集されたにもかかわらず、情報の意見交換が十分じゃなくて出席しなかったことに對して遺憾であるというのはまことにおかしい話であります。私は、そういうもの。で済んでしまふのであれば、どういふことか。いわゆる国会軽視甚だしい話であります。この問題については、民主党として、まことに国会軽視のこの行為は大臣の罷免に値する、そして即刻辞任することをお望みとして求めておるんですが、私は改めてこのことについて申し上げさせていた

さして、そういうことで、早速この法律案の質疑に入りますが、今回アルコール事業が、来年の四月をもつて民営化に踏み込むことになりました。このアルコール事業をひもといひますと、昭和十二年から始まりまして、平成十二年には今度は民営化の方向で進み始めたわけですが、改めて大臣に、このアルコール事業の民営化方針の意義といふますか目的といふますか、そのこと

について最初にお尋ねしたいと思います。

○中川国務大臣 今、大島委員の御指摘のとおり、昭和十二年にこのアルコール専売というものがスタートしたわけでありまして、やがて、日本の工業化あるいはまた飲食産業にとつて極めて重要なアルコールというものを安定的に製造し、また供給していくという意味で、専売として果たしてきた役割が大きかったというふうに思いますが、それぞれの事業会社等の品質の向上であるとか、あるいはまたいろいろな行革等の流れ、十一年の閣議決定等々の流れの中で、アルコールも特殊会社として来年からスタートをし、行く行くは完全民営化という方向を目指していくというの、一つの時代の流れだろうというふうにも思っております。

ただそのときに、品質の維持でありますとか、供給の安定性でありますとか、あるいはまた民間企業としてのいろいろな、コンプライアンス等々の果たすべき役割とか、そういうものにも十分注意をしながら、いわゆるNEDOの中で機関を置いていろいろと研究をし、その上で、来年四月から特殊会社化し、行く行く民営化していくということの重要性というものを、その本来の、冒頭申し上げた工業用アルコールの果たす役割についても、今後ともその使命を果たしていくということ、いろいろな状況を考えながら、一つ一つステップを踏みながら法案を御審議いただき、来年四月、そしてまたその後の民営化に向けて、国会の御審議を通じて作業を進めていくということが非常に重要なことだというふうに考えております。

○大島委員 今大臣からお話があったような経緯でこの民営化という方針に平成十二年、かじを切ったわけでありまして、私たちがその基本的な考え方については理解をし、そして前回も賛成をしたところでございます。

ただ、このときに、私も申し上げさせていたいただきましたけれども、そういう事業体の変更等々には、必ずそこで働いている人がいるんですね。と

もすると、何か大きな流れの中で、そこに働いている人あるいは住んでいる人の生活等々がほとんどないがしろにされて、強引に政策として進められるケースも、過去に国鉄問題等でありました。そういうことで、今でもまだ千四百七十七名の国鉄の失業の方々が名譽の回復あるいは地位の保全を求めて行動していることは事実でありまして、ですから、やはり、そこで働いている人をどう考えるかというのがこういう事業の変更のときは一番大事だと思ふんですね。

そこで、この雇用問題についても、前回の委員会のときの附帯決議の中にも、衆議院、参議院それぞれ附帯決議がついておりまして、この中でも、特に雇用問題についての指摘がされているわけでありまして。一つは、雇用問題で言えば、この変更に伴つて、職員の雇用と待遇について、不当な不利益をこうむることのないように十分配慮し、適切な措置を講ずることですとか、あるいは、その働いている人が、これから自分たちが働いているこの職場というのはどうなってしまうんだらうかという不安を持つことがないように、中長期的視点から経営見通しを十分確認して民営化に備えること、こういうことが五年前に指摘をされたわけでございます。

このことについて、政府の方としてどのような努力をし、行動をしてきたのか。これまでの実績といふますか、努力されてきた事実関係をお伺いしたいと思ひます。

○小此木副大臣 おはようございます。

私からお答えをいたしますが、御指摘のように、平成十二年の議論の中で、衆議院、参議院ともに附帯決議がついたところでございまして、第一に、後に述べられた中長期的な見通しでございすけれども、NEDOは現在、平成十八年度までの計画に沿つて、原料費を除く製造コストを平成十四年度と比べて半減する合理化というものを進めておりまして、具体的には、七つありました工場が四つに減らされていること、三百二十一人おりました職員数が二百三十四人に、組織のスリ

ム化を図るという意味で削減をしているということ、平成十五年十月より、全職員の給与の一律一〇％の引き下げ、これは、労使が力を合わせて実行しているということでございます。こうした合理化努力によって、特殊会社に移行しても、民間の製造事業者等と競争をして収益を確保することが可能であることを確認しているということでもあります。

第二に、最初に述べられました職員の雇用と待遇につきまして、これはまさに労使がともに話し合っているということを基本に置いておりまして、NEDOに対して、職員に不当に不利益が生ずることがないように要請をまいりましたし、NEDOにおいても、これまで、アルコール工場の再編等に際しては、個々の職員の希望を聞きながら、労働組合とも意見交換をしつつ、他の工場への配置がえや再就職のあっせん等を行ったと承知しております。また、雇用を守るための労働条件を十分に話し合う場として労使協議会を設け、給与の一律一〇％カット等を、何度も申し上げますが、労使の合意の中で進めさせていただいておりますということと承知しております。

○大島委員 私、この問題、いろいろ努力をさせていただいて、労使の話し合いの中で十分な対応をしていただいたのではないかと受けとめておるところであります。きょう、アルコール専売労働組合の水洗中央執行委員長を初めとして、関係者の皆さんも傍聴をされておられます。

お伺いしますと、現在のところ、今副大臣からお話がありましたように、離職された方々もおられますが、一生懸命再雇用といたしますが、御本人の方の御都合あるいは家族の都合でどうしても新しい体制に転動できない等々の方は、離職をされて新しい職場につくという努力をされてきたんですが、これまでのところ、十五人ぐらいの方がまだ新しい職業が見つかっていないということですが、御苦労されているという話でございます。

引き続いて、この再雇用の問題については、これは、先ほど大臣からお話あったように、昭和十二年ぐらいいから、一つの国家的な形でアルコール専売事業というのをずっと進めてきたわけであつて、それが時代の変化とともに事業体が変わってきたということでもありますし、そういう意味では、政府の責任でということも背景にあります。が、ぜひ、改めてこの十五人の方の再雇用問題について政府としても取り組んでいただきたいと考えているところでありますが、この件について政府の御見解をお伺いしたいと思います。

○石毛政府参考人 お答えいたします。NEDOの工場を廃止したり再編したり、そういう過程で、その移転に伴って転勤が困難だとか、それから転職が難しいだとか、いろいろな相談がございまして、私どももそれに対して真摯に対応してきたわけでございますけれども、今御質問の十五名の方というのは、ちよつと今私の手元に十五名という数字はないんですけれども、そういうような状況におられる方につきましては、今後とも、最善の新しい職場を見つけるように我々も協力をしていかなければいけないというふうに思っております。

○大島委員 ぜひこのことについても、御本人も努力をしているんですが、バックアップをさらにお願いしたいと考えております。さて、そういうことで、来年の四月に五年間の経過措置といえますが暫定措置の期間を終えて本格的に民営化に入るわけでありすけれども、改めて、今、NEDOの一事業部としてアルコール事業をやっているわけですが、この事業体から完全民営化になるということになった場合に、今お話がありましたような、株式会社と際して、職員の雇用と処遇について不利益となることがないように十分配慮することというのが五年前の平成十二年のときの附帯決議にもあるわけでありす。来年の四月以降の民営化に当たって、この件について再度政府の公式見解を求めたいと思ひます。

○中川国務大臣 平成十二年の衆議院の当委員、それから参議院でも附帯決議をいただいております。重たく、しつかりそれが実現できるように努力してまいりますけれども、とりあえずといましようか、特殊会社で来年からスタートをするということでございますので、政府との関係も一般の民間会社に比べると関係がより強いわけでございます。それから、指揮監督の関係もございまして、附帯決議あるいは委員会での御審議を踏まえて、その趣旨に沿うように経済産業省、政府としても指揮監督をしていきたいというふうに考えております。

○大島委員 日本の今の社会の流れの中あるいは経済の流れの中で、どうも働いている人といふか、人間の気持ちとかやる気とか、そういうものがないがしろにされているような傾向があつて、いわゆるコスト重視といふんです。そういうことで、結局その人間の気持ちとか何かというのがどうもちよつと軽んじられていく傾向がありまして、そういうことが結局大きな事故を呼んだりなんかする可能性があるんですね。

もちろん、雪印問題も一つの契機でありました。が、とにかくコスト、コスト、コスト、もうかれぱいいという流れが非常に強まっている。自動車会社の欠陥の問題もありましたが、とにかくわからななやいい。しかし、必ず最後ははれるんですね。だから、いかに人間のモラル、そこで、その事業体、行政マンもそうでありまして、民間企業もそうでありまして、我々政治家もそうなんです。やはりモラルが欠如した場合には必ず大きな事故になつてくるんですね。

ですから、この今回の民営化に当たつても、そういう中で働いている方はまさにプロフェッショナルなんです。世界最高水準のアルコールの品質を保ちながらやってきたから、やはりその人たちの誇りだとかその人たちのやる気だとか、そんなものを奪うような民営化であつたとしたら、それはどうも私は目的とすることじゃないと思ひます。したがつて、大臣から今お話がありました、そういうことを踏まえて、来年の四月、まさに船

出するわけですね。いろいろこれまでは五年間の経過措置がありました。が、今度はしつかりやつてくれよというので海原に出るわけでありまして、後はどうなつてもいいという話じゃなくて、まさに大臣からお話がありましたように、よく見守つて、きちつとした航路、目的、どういう形で進むのか、そういうことは船出に当たつて、あと一年間でありまして、十分に大臣の方からも適切な指導あるいは関心を持っていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

そこで、私もこのアルコール事業、歴史的な変遷等々も見させていただきました。まさに戦前、戦中、戦後、ずつと荒波を越えながらさまざまな形でこのアルコール専売事業といふのは行われてきたんですが、いよいよ来年四月からは民営化といふことで、外国からの商品あるいは国内の他の競争相手の会社もあります。そして今度、アルコール専売事業がまさに特殊会社としてスタートするわけでありまして、競争社会の中で、品質管理ですとかあるいは日本国内の需要と供給との関係、こういうところがどうなるのかな。

この問題については、世界の流れを見ますと、まだ専売事業を続けている国がございまして。たしかドイツ等三つですかね。あとは、許認可をしなからちゃんと国がコントロールしているという、アメリカなんかもうそういう国の一つであります。が、日本の場合の民営化といふのはどういふ意味を持つのか。いわゆる品質管理ですとか需要と供給との関係ですとか、やはり私は、アルコール事業といふのは、過去の歴史から見しても、国がある程度全体を見て混乱が起きないようなコントロールをすべき事業だと考えておるんですが、このことについて政府の基本的な考え方を伺ひたいと思ひます。

○中川国務大臣 済みません、お許しをいただきました。先ほど指揮監督というふうに申し上げましたが、指導監督ということと訂正させていただきます。御質問については製造局長の方から願ひしま

す。

○石毛政府参考人 大畠先生のお尋ねの点でござ
いますけれども、先ほどアルコール専売について
の歴史的な変遷のところで、中川大臣の方からそ
の経過と意義について申し上げたわけですが、そ
も、そういう行政改革上の要請等々もあるわけ
ですけれども、当然、それとあわせて、アルコー
ルの安定供給、先生も御案内のとおり、アルコー
ルは基礎的な物資でございまして、そういう安定
的な供給がきちととなさなくてはならない。

それからもう一点は、アルコールは、成分とし
ましては私どもが飲むアルコールと同一のもので
ございまして、それが工業用のアルコールがそ
ういう形で転用されますと、別途飲むアルコール
にかけられております酒税の確保がうまくいかな
いということ、そういうものの管理もきちと
していかなければいけない、そういうこと。

それから、ちよつと前後して恐縮ですが、それ
も、安定供給とともに、アルコールについての品
質も、こういう特殊会社化あるいは民営化の過程
の中でもきちと水準の高い品質を保つていかな
ければいけない、そういうことをきちと果たし
ていくように、私ども国としても監督をしてい
なくてはならないだろうというふうに考えてお
ります。

○大畠委員 先ほどちよつと申し上げさせていた
だきましたが、ドイツ、スイス、オーストリア、
ここはまだ専売法をとっておりますね。それか
ら、スウェーデン、アメリカ、イギリス、フラン
ス等では許可制で、かつ、全体的なコントロール
を国がしているような状況でもございまして。

私は、日本全体が民営化、国でする必要がない
ものは民営化でいいじゃないかという流れの一環
としてこれも取り上げられておまして、その流
れはよく理解するところでありますが、コント
ロールがきかなくなつた場合には混乱をする。例
えばアルコールでも、これはエチルアルコール、
いわゆるエタノールというもののコントロールで
ありますが、非常に私たちの日常生活でも大事な

ものでありますし、国としてもやはりきちとし
た責任ある体制というものを維持しながら特殊会
社にしていこうということが非常に大事だと考えて
おります。

そこで、次の質問は、自由化後のアルコール市
場の見通し、特に国内生産と海外生産との競合関
係など、国内でつくると高いから、ではもう海外
でつくつたものを輸入しようというような形
にもなり始める傾向にあるのではないかと思ふ
ですね。そのときの品質管理ですとかそういうも
の、いわゆる国内の生産の企業であればアルコー
ル事業法ということでコントロールできるわけ
あります。海外から持ち込まれるものについて
は、どういう手法で品質ですとかそういうものを
コントロールできるのか、そして国内生産の見込
み、あるいは海外製品の持ち込み等々、トータル
的に現状で一体どのような見通しでおられるの
か、お伺いしたいと思ひます。

○石毛政府参考人 答えたいと思います。

現在の日本の国内での、発酵アルコールに限つ
て申し上げますけれども、海外からの粗留アル
コール、これはサトウキビだとか芋だとかそうい
うでん粉質のものからつくつたアルコールでござ
いますけれども、粗留アルコールと私も言つて
おりますけれども、そういうものを輸入いたしま
して、それを国内の工業用として使えるようにい
わゆる精製をするわけでありまして。

大畠先生も御承知のとおり、この用途は、食品
の防腐剤だとかそういうような機能として使われ
るものが大きい用途としてございまして、その
管理にはしっかりしなくてはならないということ
でございましてけれども、今申し上げましたよう
に、海外から粗留アルコールを輸入して、それを
精製して国内で流通をさせているということであ
ります。

そのときに、海外から日本の市場に参入してく
ることはないのかというお尋ねかと思ひますけれ
ども、海外でつくつておりますのは、例えばブラ
ジルだとかアメリカだとか、そういうところで燃

料用のアルコールとして使っているものがかなり
多いとございまして。したがって、それを輸入し
て、そつくりそのまま食品の中にまぜるといふよ
うなことはできませんから、恐らく海外から参入
する場合も、日本の現状に合わせれば、そういう
精製というような過程を経てマーケットに売つて
いくということになるかと思ひます。そういう
過程を経ますとそれなりのコストがかかりますが
、恐らく、現在のNEDOが行つていますそう
いう製造の機能との関係でいけば、十分競争をし
ていける、そういう関係になるのではないかと
いふふうに思われます。

それから、もう一点、品質の管理のところで
ございましてけれども、このアルコールにつきまし
ては用途が、先ほど申しましたように食品などに使
われるものですから、食品衛生法だとか、ある
いは薬に使われれば薬事法だとか、そういう法律が
かかつてまいります。そういう法律に違反するよ
うなことは当然行いませんので、そういう用途に
使うアルコールについてはそういう法律の規制が
かかつていくこと、それからあわせて、現在で
も、工業用アルコールの規格を、品質を一定程度
に保つために規格をNEDOが定めているわけ
ですけれども、この規格についても、NEDOが特
殊会社化した後、業界全体それから私も入り
まして、そのNEDOの規格をベースにしなが
ら、どういふような品質管理をやつていくのかと
いうのを、検討会をつくつて検討してまいりまし
た。その結果も出たものですから、最近、それを
実行に移すべく、関係の事業者の皆さんに早急に
その規格策定についての要請をしているところで
ございまして。

○大畠委員 とにかく、今御説明がありました
が、よくわからなかつたような感じがするんです
が、いずれにしても、混乱しないように、そう
いう品質管理の問題は大変重要だと思ひますので、
あと一年間ありますから、しっかりとやつていた
だきたいということをお願いしておきます。

それから、民営化に伴つて、株式の売買の問題、

国の保有株式の売買の問題、それから新会社の固
定資産税、資産譲渡課税、不動産取得税、こ
ういふものはどういふ形になるんだらうかという疑
問といひますか、あるんですけれども、そこら辺
についての基本的なお考えをお伺いします。

○平田大臣政務官 お答えを申し上げます
ますが、新会社の民営化のための株式売却とい
うことでは、新会社になつて実際の競争の中で、ま
ず株式会社としての実績を示す必要がある、そ
してその上で、株を買つていただくための経営実
情報告をしっかりとディスクローズする、これが必
要であるといふふうに考えておるわけでありま
す。

しかる後に、二年以内に株式の売却を開始する
といふこととございまして、それまでにしっかりと
そういうことを実績を積み上げる必要がござい
まふといふこととございまして。

そして、その後の、株式を完全売却するとい
うことにつきましては、さらに継続性、将来性、経
営状況等が評価をされるわけとございまして、
十分これを監督して、株式市場の要求という
かニーズにこたえるような会社になるように
いひ、こういうことだといふふうに思つてお
ります。

具体的な売却方法なんでもございまして、こ
れは、これから財政制度等審議会固有財産分科会株
式部会等で十分審議をして、スムーズに売却さ
れるように検討をしていただきたい、このように考
えているところでございまして。

あと、買取といふこととございまして、これは
基本的には、日本の工業用アルコール供給の主要
な担い手として、これが国益に資する会社でな
ければならないという状況で売却されるというこ
とを期するものでございまして、それに対する敵
対的買収等の懸念もございまして、まず第一に経
営者のしつかりした株式動向のウォッチというこ
とだと思ひますけれども、あわせて今、これか
ら御審議いただきますが、会社法案等につきま
して、できるだけそういうことがしつかりと保
てるように、ぜひひとつこれは皆さん方でも御協議を

いただきたいというところでございます。

さらに、さまざまな税の取り扱いでございますけれども、合併等でもいろいろ議論をされておりますけれども、資産譲渡課税、登録免許税、不動産取得税等があるわけでございます。現在ではもちろん非課税法人でございますが、これにつきましては、登録免許税につきましては本法案の附則第十七条で非課税を規定しておりますし、不動産取得税につきましても、非課税措置となるように要望をしております。今後それが実現するようによりお願いをしております。

あと、新会社設立後課されるものとして、法人税、固定資産税、これは株式会社になるわけですから一般と同じということで御理解いただきたいと思っております。

そういうふうに御説明申し上げたいと思っております。

○大島委員 質問を終わります。

○河上委員長 次に、細野豪志君。

○細野委員 おはようございます。

まずちよつと、具体的にこの問題に入る前に、海洋権益の問題について一つだけ大臣に確認をしておきたいというふうに思います。

長らく私どもも結果を待っておつたんですが、3Dの調査船の結果が出まして、その調査結果によると、春曉と断橋といううち中間線にある油田でございますね、そこに関しては、これは日本側にもかかっている可能性があるという調査結果を私拝見いたしました。大臣が盛んに懸念をされてきたことが現実のものであるということでございまして、いよいよ、これで中国側が開発をとめなかつた場合は、日本としては試掘をするというところについても、大臣何度もお話をされております。

そこで一つだけ、私が懸念しておることがあるのでそれを率直に申し上げて、ぜひ御見解をお伺いしたいんですが、今までこの試掘の問題に関して、鉱業権の付与に関しては、日本の政府は、

民間の会社から申請があるものに対して、試掘権なりその後の採掘権を与えるかどうかという議論をしてきました。このままいくと、民間船でそこを試掘するということになるわけですね。

率直に懸念をしておりますのは、中国側は中間線から沖繩トラフまで係争水域と言っているわけでございますから、そこで日本が試掘をすることになると、さまざまな妨害行為を行ってくる可能性があると思います。大臣もそのことは認められているというふうに承知をしております。

その上で、国連海洋法上、実は、民間の船でやるか、それとも公船という形、国の船でやるか、これは大きく実は扱いが違うんですね。公船であれば、これは国際法上管轄権が及ばないものですが、妨害ができません。それに対して、民間の船であれば、これはあらゆる形で妨害が考えられます。

お伺いしたいんですが、日本がそういう試掘船を持つていないのは知っています。それを委託するということになると、恐らく民間企業がやることになるんだと思います。例えば、借り上げるという形をとる、もしくは第三の手段を通じて国としてやる意思をお持ちかどうか、そこを大臣にお伺いしたいと思います。

○中川国務大臣 予定よりも大分おくれまして、あの中間線を中心とする広い海域の物理探査のデータを先週発表させていた、できました。

御指摘のように、春曉、断橋、それから天外天もつながっている可能性があるということで、ただ、これは物理構造でございますので、実際に断層があつたりなんかいろいろしますので、本当に今、春曉開発、断橋開発と日本の排他的経済水域にある石油、ガスとが、存在するのがあるいはつながっているのかということについてのデータ解析は、もう少し詳細なものが必要になってくるわけでありまして、政府としては、前から、きちつとしたデータを教えてもらいたい。それから、日中の友好の海にしたいという気持ちは私も同じでございますので、ぜひそういう形で、きちつ

とした話し合いをし、そしてそのためには一たんまず中止をして、そしてお互いに実りある話し合いでもつてこの問題を解決したいということを申し上げていくわけでありまして、もう一年半余にわたって、向こうから誠意ある回答がないという状況でございます。

そういう中で、春曉等実際に採掘準備をやっている構造にどうも日本の方からつながっているという可能性が強いわけでございますから、いよいよ試掘ということも念頭に置かなければならないということで、先週、中国側に連絡をしたわけでございます。この連絡についても、あくまでも日本のE.E.Z.の中の判断でございますけれども、日中友好という立場から、こちらから御連絡をしたわけでございます。

今委員御指摘のように、その場合に、その船の所属がどこになるかということによつて、公海ではありますけれども扱いが全然違ってくるわけでございます。そういう意味で、公船にするのか、あるいはまた、残念ながら日本は公船を持つておりませんので、その他の船にするのかによつて、かなり国際法上の扱いが違ってくるわけでございします。そういう意味で、仮に試掘権を与えるにしても、実際にその作業、試掘の作業というのはまだ数カ月事務的にかかるということもございします。で、どういう形で試掘の作業を進めていくのか、その場合に、その船はどういう船を使うのかということについては、いろいろなケースが今後考えられると思います。

もちろん、十七年度予算で認めていただきました調査船なんというのは二年か三年かかりますから、それが間に合うとは現時点では思っておりませんけれども、いざにしても、試掘をする場合には、きちつとした船で、しかも安全が確保されてということがポイントになるということで、今後、きちつとした試掘のための船を確保していく必要があるというふうに考えております。

○細野委員 きちつとした船でと、抽象的な表現でございますが、今の大臣の答弁は、公船によ

る試掘も検討するというふうに受けとめさせていただきます。

その上で、これは要望なんです、実はあした、与党の皆さんと一緒に、我々は海洋権益のプロジェクトチームというのがあんですが、春曉から平湖まで、海上保安庁の飛行機をお借りして見てまいります。これは、決してデモンストレーションでやるだけじゃなくて、国家として試掘をすべきであるという意思を、国会としてもしっかりと示すべきだろうという意図があります。

そして、加えて、これから私はこの問題に関しては国会でやるべきだというふうに思っております。国としてできるような法律も、与野党で共同して、できればきちつと提出をしたいというふうに準備をしております。政府の側は鉱業法でやるんだと言つておられますが、これではなかなかやはり限界があります。国内で掘ることを前提といたしますから。その限界があるので、新しい法律を準備していただきますので、ぜひそれをぐらいただいて検討していただくように、これは要望しておきたいと思っております。

その上で、アルコール法の方の質問に入つていきたいんですが、まずお伺いしておきたいことは、これは、アルコール部門をNEEDOから独立させるということになっておりまして、NEEDOの方に注目して二点ほど質問したいんです。

このNEEDOが、実は私、余り組織をよく知らなかつたんですが、アルコール部門はもちろん持つていらっしゃるが、ほかにも産業技術も持つていらっしゃるし、エネルギーも持つていらっしゃるし、あと石炭も持つていらっしゃるし、さらには福祉の用具まで扱っているという、実にいろいろなものがごつた煮になつていらっしゃる状況でやられているんですね。

ちよつとお伺いしたいんですが、これだけの事業をやつて、しかも、そこにはあつと補助金をまわっているんですが、これをどういうふうなチェックして、アルコール部門も含めて今までやってきたわけでしょうけれども、適正な運営をやっているのか。これは政府委員で結構ですので、お答え

いただきたいと思ひます。

○齋藤政府参考人 お答え申し上げます。

NEDOでございますが、基本的には、独立行政法人に移すときに、基本的な性格としてどういうものかという御議論をしていただきました。その際に、基本は、研究開発とそれから新エネルギーを中心とした、あるいは省エネルギー技術の開発の中核機関、政策実行機関という位置づけをさせていただきました。ただ、その際、従来から引き継いでおりました、お預かりしておりましたアルコール事業、あるいは石炭の鉱害復旧事業については、引き続きNEDOであわせて実施するということにさせていただきます。

したがって、今の御質問の管理の点につきましては、二つの点があるかと思ひます。

一つは、今の、本来の中核事業でございます研究開発とエネルギーの部分、それから、一時的に、経過的にお預かりしておりましたアルコール、それから、まだしばらくお預かりします鉱害の復旧事業、これらにつきましては、すべて会計を分けて、それぞれ違うものとして扱わせていただいているというのが第一点でございます。

それから、本体の、お金を一番いただいております研究開発とエネルギー事業につきましては、これは効率的にやるということで評価委員会を設けて、その内容についていろいろ御提言をいただいております。

一例を申し上げますと、研究開発については、従来、始めちゃったなかなか途中でやめられないということではないかなというところで、中間評価を入れる、中間評価によつては、もうこのプロジェクトはやめた方がいいんじゃないかというものがあれば、それらについては果敢にやめるものはやめていくという制度を導入するという御報告ができています、それにつきましてはきつちり管理ができていますという評価委員会の評価を受けているということでございます。

○細野委員 事前に評価委員会のリストもいただいています、民間企業の方であるとか大学の先

生とか、そういう意味では、かなり、いろいろな意味で知見のある方が入つていらっしゃるということも納得でございます。

NEDOのさまざまな事業が広がっていることに関して、いろいろ是非はあると思うんですが、今の時点でこういう体制でやっているというのは私は理解しつつ、これは大臣にお伺いしたいんですが、こういう評価委員会がある一方で、役員組織というのがあつて、これは今の時点で、監事も含めると、副理事長が一人で、理事が六人、監事が二人いらっしゃるんですね。そこは別の組織としてあるわけですが、その中で六人が経済産業省から天下つてくる。

大変、ちよつと下世話な話になるんですが、給料を見させていたいただいたところ、理事長の給与が二百萬ちよつと、副理事長が一九萬ちよつと、それで理事が、これは割るとそれぞれ一千六百四十萬圓ぐらい、それぐらいの水準の給料をもらつていらっしゃるんですね。例えば部長なんかから天下つてくる方がいるので、こういう方というのは、理事に天下ると現役時代よりも給料が上がらんんですね。

これは、すべてやめろというのは確かに業務上難しいかもしれませんが、十人中六人天下つていて、この給与水準、これは私はちよつと、もう少し経済産業省としては遠慮をなさつた方がいいんじゃないかなと率直に思ひました。大臣、この点、どうですか。

○中川国務大臣 御指摘のとおり、役員十人のうち理事八名、監事二名でございますけれども、退職公務員は五名ということでございまして、この五名はいずれも当時の通産省あるいはまた経済産業省のOBということになっております。

給料が高いかどうかということについては、いわゆるラスパイレースで比較すると一二〇を超えているということは、公務員に比べると高いという御指摘はあえて私も否定はいたしませんけれども、やはり、先ほど細野委員も御指摘のように、さまざまないろいろな仕事をやっている、また工

ネルギー政策、新技術政策をやっている中で一つの大事な職務として、能力のある適切な人材を選んでいるというふうに考えております。しかし、一般的な御指摘としては、こういう御指摘については、我々としてもできるだけ、こういう御時世、こういう財政事情でございますから、御指摘は御指摘としてしっかり受けとめさせていただきますというふうに思つております。

○細野委員 NEDOはさまざまな補助事業をやっているんですね。独立行政法人をわざわざつくつて、そこで客観的にやろうと言つてはいるわけじゃないですか。役所のOBの人がやるなら、これは中でやっていいんですよ。わざわざ独立させているのは、民間の皆様方の知恵もかりて、そこできちつと精査をして、むだなものは省いていくということをつくつていくわけだから。立派な評価委員会もつくつていて、なおかつ理事の中に過半数を送り込んで多額の給料を払つて、それでまたさらに退職金ももらつていて、このは、ちよつとお考えになつた方がいいと思ひます。これは私の意見として申し上げておきます。

その上で一点だけ。これはせつかく新しい民間企業をつくるわけですが、まさかそこにNEDOの職員、理事の皆さんを含めて天下り先、これは民間企業ですから、天下りには当然考えていらっしゃるまいですね。確認をしたいと思ひます。

○中川国務大臣 そこは、先ほどの大畠委員との御質問のやりとりもございましたけれども、旧アルコール専売の職員の皆様方には大変な御努力をいただいた、職員数のスリム化であるとか給与の割合カット等で大変な御苦労をいただきました。先ほど機会があればお話ししたかったんですけれども、特殊会社、民間会社になったときに、ぜひ日本の基幹産業としての、リーダーとしての誇りを持つてやっていただくために、我々も最大限バックアップをさせていただきますと思つております。

いずれにいたしましても、これからの特殊会社が組織形態具体化については設立委員会でのこれから作業を進めてまいりますので、どういう形でこの特殊会社、あるいはまた行く行く完全民間会社になつていくそのスタート、土台づくりの作業は一義的に設立委員会でもやられる。しかも、それは民間会社になつていくわけでございますので、私としては、今から絶対そういうことはしないとか、あるいはまた絶対そういうことをするとかいう判断を、今の段階で申し上げることは差し控えさせていただきますと思ひます。

○細野委員 言いたいことはいろいろありますが、今のを前向きな答弁と一応受けとめさせていただきます。民営化までまだ時間もある程度ありますし、その後の完全民営化というのがあるわけですから、しっかりチェックはしていきたいというふうに思ひます。

では、確認しておきますが、民間会社になるんだから、そこに天下ることは望ましくないとお考えになつていくということよろしいですね。

○中川国務大臣 来年からスタートする特殊会社と、その後できるだけ早く民間になつて、民間になれば、当然収益が上がればそれだけの報酬が役員なり社員の方々に戻ってくるわけでありまして、そういう形になるようにするために、これだけの五年間のスリム化あるいは合理化努力をしたわけでございますので、本当にアルコール専売の皆さん方には大変な御理解と御苦労をおかけしたと、率直に私は思つております。

そういう意味で、スタートをする段階で、これからどういう形で役員構成をしていくかということ、特殊会社ですから、先ほど指導と監督というものを申し上げましたけれども、一般論として、やり方は、これは人事に限らず、一般論として、そういうことは設立委員会できちつと第三者機関として判断されるもの、それを我々としてはこれから見ていくということで考えております。

○細野委員 国があつて、そこにNEDOという独立行政法人があつて、民営化会社がある。それが縦の系列として順番に天下るというようなこと

は、この法律の趣旨と明らかに反するんですよ。今、大臣らしくなく一般論として逃げられましたが、そこはしっかり見ていたたい、少なくとも民営化会社になるときはそういうことがないように要望しておきたいというふうに思います。

○中川国務大臣 総理の方針として、民でできることは民でという言葉がよく使われますので、そういう総理の方針ももちろん踏まえて、そして、民間会社として適切なスタートが切れるように我々としては指導監督していきたいというふうに思っております。

○細野委員 それでは、ちょっと質問を移してまいりまして、このNEDOへも資金を供与している電源開発特会について、少し詰めて話を聞いていきたいというふうに思います。

電源開発特会というのは、これはもう改めて説明するまでもありませんけれども、電力料金に付加される電源開発促進税というものが入ってきて、それをそれぞれの事情に応じて、交付金で配ったり補助金で配ったり委託をしたりということをしている、そういう経済産業省のエネルギー庁の下にある特別会計ですね。

まずお伺いをしたいのが、きょう配らせていただいた資料で、提出させていただいたんですが、実はこれは税金を集めているんだけれども、毎年大変余っていることがずっと問題になってきました。このグラフが示しておるのは、平成十五年までは、エネ庁からいただいた数字ですが、もう既に二千五百億を超える剰余金がある。最近、電源立地勘定の中に、実はこれは余り過ぎるので、周辺地域整備資金というのをつくって、新しくできてくる、まだできていない原発に積み上げておくということをやって、形を変えてはおるんですが、こういう形で積み上がっています。

平成十六年、十七年の数字については、これはある程度今までの経緯を踏まえて私が推計をしました。ある程度蓋然性の高い数字だと思っております。そうなってくると、平成十七年には、四千億近い未消化資金と私の方で整理をさせていただき

ましたが、これがたまるという形になるんですね。特別会計ですから、入ってきたものを全部そこで使うということを前提にしています。余るんですよ。

これは、財政審の方で剰余金がおかしいのどこかしらという要望があり、エネルギー庁が出してきたのがこの周辺地域整備資金ということですが、これはどうなんですか、財務省としてこれでいいというふうに判断されているのかどうか、お答えをいただきたいと思っています。

○田野瀬副大臣 お答え申し上げます。

委員おっしゃるように、剰余金を含めまして約四千億に上るわけですが、財政制度審議会においても、この剰余金等を縮減すべきという指摘がなされておるところでございます。

詳しく申し上げますと、平成十五年十一月でございます。細野委員「よく知っていますから結構です」と呼ぶよろしいですか。そうしたら繰り返しては省かせていただきますが、それに基づきまして、私も、十七年度予算においては、こうした指摘を踏まえまして、十六年度予算に引き続き、多額の不用が発生していた電源立地地域対策交付金を十三億円縮減、減額をいたしたところでございます。それと同時に、今後の電源立地の進展に伴う将来的な財政需要増に備えるため、平成十五年度に設置された周辺地域整備資金への積み立てを百二十五億円行っておるところでございます。

○細野委員 いや、私が聞いたのは、この周辺地域整備資金という形で積むというのが、余っているのは変わらないですよ、こういう形で整理をしたので、これは剰余金じゃないのいいんですという整理を財務省としてしているんですかというのを聞いています。政府委員でもいいですよ。

○田野瀬副大臣 ただいま委員から、言うなれば剰余金を減らすために周辺地域整備資金に積み立てているのと同じことではないかという意味だと思っておりますが、平成十五年法の改正前の電源開

発促進対策特別会計立地勘定においては、原子力発電所等の建設計画が、財政需要が後ろ倒しになったことから、本来、発電所等の立地に伴い発生する財政需要に充当すべき資金が剰余金という形で計上となつておるところは、委員おっしゃるとおりでございます。

こうした状況にかんがみまして、原子力発電所の建設に伴って発生する交付金等の将来の財政需要に対処すべき資金については、通常の意味での剰余金と明確に区分をいたしまして、周辺地域整備資金という形で管理することといたしまして、平成十五年に法改正を行ってきたところでございます。

○細野委員 明確に区分ということなんですが、もう一枚配らせていただいた資料をごらんいただきましたんですが、副大臣、よろしいですか、縦のものです。

それで、どういうふうに整備資金を積んだんですかということを質問したら、出てきたのがこの資料ですね。ここに非常に興味深いことを書いています。上の文章の二段落目なんですが、毎年の周辺地域整備資金への積立金は、税収や剰余金受け入れ等の歳入見込み額と交付金等の歳入見込み額の差額を踏まえつつ積み立てるんですよ。さじかげんでありますとこれは書いておられるんですよ。

財務省に、これは財政審で指摘をしてこういう形でいいの。さらに言うならば、例えば東京電力でいえば福島第一の七号機、八号機、これは福島県の県知事さんとの関係がなかなかうまくいっていないくて、できていない部分があります。

さらに言うと、例えば敦賀三号和敦賀四号がそれぞれ百十七億円財政需要があると見込んでおるんですが、ついでに、私、敦賀に行ってきたんですけど、もう既に、一号機、二号機でそれぞれ交付金を積んでいるわけですよ。エリアは一緒です。三号機を新しく積み増す、四号機をさらにつくりまして、それぞれ地域の事情があつてつくのは、これは必要があればいいでしょう。

う。ただ、そのときに、もう同じ地域に原発が二つあつて、三つ目、四つ目があるのに、もうこれは腹いっぱいのところからぐりぐりぐりぐり押し込むような、同じ三号機、四号機、もう百十七億円、計算として、財務省としてこれはきつちり積み立てるということになるんですか、これで。

今副大臣にお答えいただいたので、この資料をごらんになってどう思うか、副大臣にお伺いしたいと思っています。これを見てどう判断するかということをお伺いしています。

○田野瀬副大臣 これは一応、私どもとしては、しっかりと見直しを立てて、これからどうしても必要だということを踏まえて積み立てておるものでございまして、これからも適切に積み立ててまいりたい、こんなふうに考えておるところでございます。

○細野委員 それでは、敦賀の三号機、四号機で、既に一号機、二号機があつて交付金が出ておるんですが、三号機に百十七億円、さらに四号機ができれば同じだけ百十七億円積み立てるのが適正だというふうにお考えになりますか。これは副大臣にお伺いします。

○田野瀬副大臣 この金額は、実際建設するときには必ず必要だという見積りのもとで積み立てておるところでございます。

○細野委員 財務省というのは、やはりチェックをする側だと思うんですよ。資源エネルギー庁が出してきた資料をそのままはどうぞということであれば、財務省というのは存在意味を問われると私は思いますよ。剰余金が増えたとしたものは財務省ですかね。財政審議会が言ったんですよ。それで出してきたものをこれでいいですよというの、これは正直言つて私はどうかと思えます。

加えて、もう一つ懸念をされていることをお伺いして、御回答いただきたいんですが、実はこれはちょっと臭いなと思つているのは、今まで剰余金としてエネルギー庁にあったのが、この整備資金

ができることによつてこのお金は一体どこに行くのか。実は法律にこう書いてあるんです、財政投融資で運用しますと。財政投融資というのは財務省がやっているわけですね。今まで資源エネルギー庁で剰余金のあったものが財務省に行つて、財務省は自分のところにお金が来るからまあいいんじゃないか、そういう話ではないかと私は思いました。

これは、仮に財政投融資ということになると、資金がぐちゃぐちゃになるわけですね。ちゃんと運用して、そこで、きちつとこれはここに返すという保証は、財務省がとつてくれるんですか。

○田野瀬副大臣 財政融資資金の預託金ですね。これまでもすべて約定どおりに利子をつけて確実に払い戻しております、周辺地域整備資金の財政融資資金への預託金も同様に、確実に払い戻すところでございます。

○細野委員 さつき、ぐるなんではないかというようなことを申し上げましたが、この剰余金のあり方についてはこれからいろいろ民主党としても議論していきたいと思つていますが、しつかり財務省としてはチェックをしていただきたいということだけは、少なくともここでは申し上げておきたいというふうに思います。

質問が結構あるものですから先に言きたいと思つていますが、実は、電源特会をめぐりましては、こういう予算書がついて最近決算行政監視委員会の理事のところに出てまいりました。特別会計といふのは、一般会計と違つて、我々からすると非常に中身が見にくい。この予算書自体も、うちの理事が粘りに粘つてようやく出てきたものです。これ自体大問題だと思つていますが、この中身を見ると、これは十五年、十六年、十七年の三年間のもつちを見ただけですが、まず実に見にくい、よくわからない。

その上で、非常にこれは、一つ一つ詰めていくといふいろいろな問題があるというふうに私は認識しております、ちよつと個別の、重箱の隅をつつくような話になりますが、聞いていきますので、

これは資源エネルギー庁の方、さらには、場合によつては財務省、そして会計検査院にも聞きますから、お答えをいただきたいと思つています。

まず、枠組みの中で私が気になっておりますのが、ことしについている新規事業の中に非常に新しいものが多いですね。もう先ほど申し上げたとおり、剰余金なり資金という形で余つていて、余らしたくないかぬということがこの電源特会の一つの至上命題になつていまして、いかに使い切るかということでききうききうとしていける姿が実は出てまいります。

といひますのは、幾つか例を挙げたいんですが、例えば電源地域活性化先導モデルというのがありますが、これはうちの地元なんかもちよつとかかわつていっているんですが、例えばサービ産業の中で、温泉保養なんかをやっている、そういう事業に対して補助金をつける、これはそういう補助金なんです、今までは一般会計にあつたものがこの電源特会に移つてきている。経済産業省の予算です。

さらには、新事業支援の産学官ネットワーク形成事業、これは産学官で連携するときの事業なんです、これも一般会計にあるものが特別会計に移動してきている。一般会計の方が非常に査定が厳しいし、予算の制約があるものだから、経済産業省としては、これはもうそつちに受けとめて電源特会の方で使つてしまおうという形になつていっているんです。

さらに、経済産業省だけではなくて、私は驚いたんですが、雇用促進対策事業という厚生労働省の事業までなぜかこれが電源特会に移つてきている。昔、塩川さんが、母屋でおかゆを食つて離れできき焼き食つていられるという話をしたことがありましたが、まさにその構図がここに集約されているんです。

これは財務省に伺いたいんですが、こういう一般会計でやつていたものを電源特会、特別会計にそのままスルーするというのは、この特別会計制度の趣旨に反していないんですか。財務省として

の見解をお伺いします。

○杉本政府参考人 お答えをさせていただきます。

委員御質問の事業は電源立地対策としてやつていっているものでございますが、御存じのように、電源立地対策は発電用施設周辺地域整備法に規定されているものでございまして、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とするものであるということでございます。

御指摘の二つの事業においても、十七年度予算におきましては、電源立地対策、電源地域ということに着目いたしまして行つ事業として考えておるものでございまして、一般会計の場合は電源立地ということに着目するものでございませんで、そこから振りかえたということではございせん。

○細野委員 同じ事業があるじゃないですか。一般会計にある事業が特別会計の方に行つていっているわけでしょう。だつて実際に、趣意書に一般会計にもあるけれども書いてありますから、電源地域のものだけはそこで出すという形になつていっているわけですよ。いいですか。

私は、電源地域のそれぞれの地域におけるいろいろな行政需要があり、そこで何らかの、言い方は余りよくないかもしれないけれども、原発を担つていられるわけだから、迷惑料みたいなものもあり得ると思ひます。そういう意味で、そのこと自体は否定はしませんが、それはそれぞれの自治体で交付金という形で出しているわけですね。その自由度を高めて、そこもいろいろのむだはありますが、それは自治体の判断である程度幅広く使うのはいいと思ひます。ただ、こういう個別の補助金を、今財政事情が厳しい中でせつかく一生懸命一般会計の歳出をカットしているのに、これは電源特会が余つていられるからといつてそつちに移行して、その地域だけ補助事業でやる、ひもつきでやるという発想は明らかに前時代的だし、もう既にこの時代の流れに反している。一般会計でやつているも

のを特別会計に移しているじゃないですか。同じ事業なんですか。これはどうなんですか。本当に特別会計の趣旨に、これができるなら何でもできるんですよ、特別会計なんか全体で二百兆あるんだから。

三十一ある特別会計にそれぞれ事業を適当に割り振れば、予算の削減なんて絶対できないですよ。ただ、忘れてはならないのは、それは全部税金で成り立っているのだから、一般会計や特別会計なんという区分はないんですよ。財務省として明らかにこのチェックは甘いと思ひますよ。副大臣にお答えいただきたいと思ひます。副大臣、聞いていましたか。

○杉本政府参考人 委員おっしゃるとおり、国民の税金で賄つていられるものは、特別会計であろうと一般会計であろうと変わりませんで、それにつきましては、国民の税金をしつかり使わせていただく、むだ遣ひのないようにやらせていただくという趣旨は、全くそのとおりだと思つております。

今回、電源立地勘定におきまして御指摘の二事業をやつておりますのは、法律の趣旨に照らしまして電源立地対策として可能だということをやつておるものでございまして、あくまでも、特別会計、一般会計を通じまして、全体の事業の効率化を図つて真に必要な事業に限るということでは、こういった事業も必要じゃないかという御趣旨を踏まえまして、私どもとしては査定で認めたものでございまして。

○細野委員 財務省としては矛盾したことを言つていられるんですよ。一方で剰余金を余らせちゃいけないよと言つていられる、一方でむだを省きなさいよと言つていられる。立地がなかなか順調に進まない以上、むだを省けば余剰は生まれるんですよ。当たり前のことです。矛盾したことを言つていられるということにもう気づいていただいて、特会のあり方をちよつと考えない。

今、我々は三十一の特会の制度についてやつていますが、これは宣戦布告ということではないで

すが、それぞれの地域でそれぞれの特色について全部我々はやりますので、覚悟していただいて、財務省、この改革について取り組んでいただきたいと思います。答弁は結構です。

時間もなくなってきましたが、使い切るために実はさまざまな工夫がなされていてまして、この予算書を見るのも結構大変でして、その中で怪しうなものもビックアップして調べたのですが、どうしても私が我慢ならなかったのが二つ、三つあるので、それを御紹介して質問を続けたいと思います。

まず、一つがホームページです。

これはホームページのトップページ、きょう朝コピーしてきたんですが、「原子力のページ」というのと「原子力情報ナビ」というページがありまして、このホームページが電源特会から出ていて運営をされているということなんです。予算書を見ると、一番初めにできたのが平成十四年中だそうなんです。このホームページを立ち上げた十四年の時点で、二つのホームページにかけたお金が二億三千万。初年度ですよ。そして、その後どうなったかというところ、平成十五年で三億四千万。これは、一回つづつた後、次の年に三億四千万かけているんですよ。それで、その次の年に三億五千万、そしてことしの予算で二億九千万。

ホームページは今だれでもつくれるようになりまして、我々もサーバーを借りたりしてやっています。これは明らかに常軌を逸しています。一体これはどうなっているのか。まず、これは資源エネルギー庁、政府参考人で結構です。で、お答えいただきたいと思っています。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。

資源エネルギー庁におきましては、原子力発電の必要性、安全性等について、国民各層に理解しやすいきめ細やかな原子力広報活動を実施するため、今御指摘のインターネット上において、情報を提供する「原子力のページ」や、さまざまな情報へのアクセスが容易にできる環境を提供する「原子力情報ナビ」を運営しているところでござい

ます。それで、この三年間、合計で約百六十万件のアクセスをいただくと、多くの国民の皆さんに御利用いただいているものと考えております。

それで、これらホームページの内容でございまして、音声つきのアニメーションの活用、小学生でも楽しみながら学べる原子力やエネルギーに関するゲームやクイズの提供、原子力専門家向けのページの提供など、幅広い利用者に使いやすい、親しみやすいものにするためにさまざまな努力をやっているところでございます。

掲載している内容についても、御利用いただいている皆様からの御要望を取り入れて、逐次更新を行うなど努力をしております。今後とも、効率的な事業の運営には十分努めさせていただきますというふうに思います。

○細野委員 四年間で十二億かけているんですよ。私はこのホームページをかなり見ました。確かにムービーのページもあります。ただ、今説明されたけれども、ほとんどのところはリンクが張ってあって、いろいろなページに飛ぶだけなんです。十二億なんというの考えられない。

ちなみに、ちよつと予算書の中を見ると、いろいろなものがわかるんですが、例えば、二つ事業が分かれているんですが、原子力情報提供ネットワークシステム整備事業には、人件費として主任エンジニアが三百五十日とかエンジニアの補助が二百五十日とか、全部で二千二百四十日かかっていることになっている。

さらには、もう一つの方も非常に、これも人数としては二十人ぐらいの人間がかかっていることになっている。これは、二十人が制作費にかかっているのかなと思つたら、そんなことはなくて、制作費には、例えば平成十七年の予算だけで一億一千三百万かかっているんですね。人件費に二十人立てておいて、制作費が一億円以上立っているんですよ。ことしだけでですよ。新しくつく

やっただけですか。お答えいただきたいと思っています。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の事業の実施に当たりましては、従来から原子力を含むエネルギーに関する調査研究、情報の収集を専門的に行つてございます財団法人社会経済生産性本部に委託してございます。

それで、本事業を実施する上で、例えば、「原子力のページ」のコンテンツの動画の作成に当たつて、動画のテーマの決定、シナリオの作成、ソフトの選定等は同本部が実施いたしまして、データの入力等補助的な部分については外部に請け負わせてございます。それから、外部に請負する場合には、その選定については一般競争入札により実施しているところでございます。

そういう事業でございまして。

○細野委員 いや、うそを言っちゃいかぬですよ。社会生産性本部は、平成十五年のをやつとこ手に入れましたが、この事業だけではなくて、ほかの部分も含めて六億二千万受託をしているんですよ。その上で外部委託が四億一千万ですよ。八割方、外部委託しているんじゃないですか。丸投げしているんですよ。一部を外注しているんじゃないやなくて、コンテンツの作成からそのほかも含めて全部外注しているんじゃないですか、データ処理まで。

もう一度、そこはどうなんですか。把握しているんですか、資源エネルギー庁として。

○安達政府参考人 御指摘の事業でございましてけれども、基本的な部分は社会経済生産性本部において実施いたしまして、補助的な部分のみ外部に請け負わせているという形でやつてございます。が、今回の先生の御指摘を踏まえまして、過去の事業における委託先の外部の支出等について再度精査を行ひまして、是正すべき点があれば、平成十七年の委託契約において必要な改善を図りたいと思つております。精査させていただきますというふうに思つてございます。

○細野委員 六億二千万のうち、四億一千万外注

しているわけですから、これは毎年多分似たようなことをやっているんでしょう。

これは委員長にお願いですが、毎年、少なくとも、四年間で出した制作費の内訳、そして、これだけ人を雇つて、抱え込んでやっているというわけでございますから、では、社会生産性本部がどこに外注をして、どこの、名前はいいで、Aさん、Bさん、それがどういう役割を担つたのかというところを、全部資料をこの国会、委員会の中に提出していただきたいと思います。お願いします。

○河上委員長 後刻理事会で協議をいたします。

○細野委員 資料が出てきてからまたやりたいと思うんですが、ここで大臣にやはりお伺いしなきゃならないと思うんですよ。

私、いろいろ見積もりをとりました。このホームページを専門家の方に見ていただきましたら、つくるときに多分何千万か、かかるだろう、その中で、毎年更新料は新しいムービーをつくつても五百万から六百万、どんなにかいところに頼んでも一千万じゃないかというふうに言われました。三億かけているんですよ。

さらに、私はこれはちよつと気の毒だなと一方で思つたんですが、何と経済産業省本体のホームページは一年間百三十二万でやつている。原子力の方を三億でやつているんですよ。経済産業省本体が百三十二万。これはまさに焼ききとおかゆの議論じゃないですか。これは経済産業省としてきちつとチェックをするということをお約束いただきたいと思っています。

○中川国務大臣 経済産業行政を国民の皆さんに御理解いただくという意味で、その中でも原子力エネルギー政策について、非常に我々努力をしている分野でございまして、また理事会の御決定に従うということで、これは非常に金額としては大きな金額だなと。百三十二万と二億九千万何百万ですか、ちよつとけたが二つほど違うので、これはきちつとした形で後刻委員会に早急に報告をさせ

たいと思います。

○細野委員 今そういうお話がありました、事はもつと深刻でして、実は、社会生産性本部というのはほかに「原子力なんでも相談室」というのを運営しているんですね。いろいろ質問が来たときに答える予算です。この予算が毎年、ことにして言うで一億三千万。相談業務ですよ。電話、ファクス、メールで受け取っているというんですが、では何件相談が来たんですかというふうに聞いたら、全部で受け付け件数五百三十二件。割り算すると、一件質問に答えるのに二十五万三千円かかっている計算になるんですね。これは一体どうなっているんだ、社会生産性本部は。

○河上委員長 速記をとめてください。
〔速記中止〕
○河上委員長 速記を起こして。
安達部長。
○安達政府参考人 大変失礼申し上げまして、済みません。ちよつと私の手元には、十六年度でございまして、十六年度では……(細野委員)十五年度と十六年度と呼ぶ、十五年度は、ビデオについては、八百九十八万八千円で二千本つくつてございまして、それから、十六年度は、テレビとビデオを一緒のあれで五本を一千六百九十八万円つくつて、実績になつてございまして。(細野委員)教科書、教科書、教科書が同じ内容で「と呼ぶ」ちよつと済みません。

○細野委員 いや、これは事前にきちつと通告して、これも経済産業省、エネルギー庁からもらっているのです。(発言する者あり)
○河上委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○河上委員長 それでは速記を起こして。
安達部長。
○安達政府参考人 広報ビデオを配布する際には……(細野委員)ビデオじゃないって「と呼ぶ」学習教材として副読本を作成しているということ、これは、済みません、その額が今幾らかかったかというの、私の今手元にございませんで、後刻ちゃんと御報告させていただきます。

○細野委員 ちよつとそれはふざけていますよ。この資料を経済産業省から取り寄せて、この資料も直接もらつて、それぞれ幾らですかということも担当者に確認をして、その上でこの質問をしますよと言っているのに、準備してきていないじゃ、話にならないじゃないですか、これ。(発言する者あり)

います。

○中川国務大臣 この二件について、「なんでも相談室」も含めて、この件については早急かつ全力を挙げて、私も、聞いている限りでは、こんなにお金がかかるものなのかなと率直に思います。そういう意味で、監修料云々について今私からうかつに申し上げることはできませんけれども、徹底的に調査をやつて、当委員会並びに国民の皆さんにきちつと情報開示をして、説明をさせていただきます。

○細野委員 では、担当者に一言だけ伺います、私は、これは何か裏にないとかんな委託はあり得ないというふうに思います。監修料がないと担当者として言い切れますか。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。
監修料等は一切ないと私は思つてございまして、いすれにしても、よく調べさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○細野委員 最後にちよつと言葉が濁りました、きちつとこれも精査をしていただきたいというふうに思います。
時間もあと十分ほどになつてきましたので、さらに、金額は少ないですが、ひどい例を発見しましたので、それを紹介して、これも答弁をいただきたいと思ひます。

原発の、電源特会の中には結構広報の事業というの、はたくさんありまして、その中でいろいろなもの、が実はつくられております。経済産業省の方から、資源エネルギー庁の方からいただいたのがこの教材なんです、十六年のがこれとこれなんです。小学校用の、四年生の教材として、ビデオと教科書と先生用のあんちよこ、この三つ、セットになつて、これが出されております。

このビデオ、私も見たんですが、けんずろうさんという、多分ローカルの役者さんだと思ふんですが、かなり熱演をされていて、これが三百万かかったそうです。ビデオの三百万は、私もいろいろ調べましたけれども、ちよつと高いけれども、そんなものかな。制作費だけで、三百万。

問題はこつちなんです、この教科書に三百万、そしてこの教材に三百万、先生の方に三百万、これがついています。九百万です。これは、オリジナルでつくるとすればそんなことかなという感じもします。これは平成十五年の予算です。そして、私が憤りを持ったのは、何と次の年、平成十六年度の予算で、同じく三百万を使つて、いいですか、生徒用のものを例にとりますと、上の色は違ひますが、中身は一言一句変わらず同じものが出ています。印刷費じゃないですよ。制作費に三百万、三百万かけているんですよ。委託先は資源エネルギー庁です。これ、どういふふうにお答えされますか。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。
先生御指摘の核燃料サイクル施設の広報のパンフレットにしましては、青森県に委託してございまして、予算要求時には県内のオピニオンリーダーなどに対象を絞りまして、施設の必要性、安全性に関する詳細な冊子を二種類、おのの四百五十部作成することを想定して、合計二千八百八十万円を予算計上してございました。

しかしながら、県との委託契約に当たり、地域で開催するサイクル施設に関する説明会や施設見学会等に参加した県民一般向けにわかりやすいパンフレットを作成、配布したいという要望がございましたので、結果として、予算の執行では二種類、おのの三千部のパンフレットを作成したものでございまして、このため、支出実績は合計二十五万円でございまして、それぞれのパンフレットの単価は五百八円、二百四十二円ということになつてございまして。

予算の積算見積もりと執行がちよつと違つていふもの、でございまして、その部分はほかの広報予算に使わせていただいたということ、でございまして。

○細野委員 それは事前に聞いている説明とも違ひます。予算書とも違ひます。三点でそれぞれ三百万と書いてあるんですから。それ、今、へ理屈つくつたんでしょ。毎年制作費で三百万つて

いる。制作費ですよ。広報ビデオなどの撮影に制作費として三百万かけている。それが同じ形で毎年計上されているのに合算ですというの、年度が違ふんですよ。あり得ないでしょう、そんなことは。(発言する者あり)

○河上委員長 速記をとめてください。
〔速記中止〕
○河上委員長 速記を起こして。
安達部長。
○安達政府参考人 大変失礼申し上げまして、済みません。ちよつと私の手元には、十六年度でございまして、十六年度では……(細野委員)十五年度と十六年度と呼ぶ、十五年度は、ビデオについては、八百九十八万八千円で二千本つくつてございまして、それから、十六年度は、テレビとビデオを一緒のあれで五本を一千六百九十八万円つくつて、実績になつてございまして。(細野委員)教科書、教科書、教科書が同じ内容で「と呼ぶ」ちよつと済みません。

○細野委員 いや、これは事前にきちつと通告して、これも経済産業省、エネルギー庁からもらっているのです。(発言する者あり)
○河上委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○河上委員長 それでは速記を起こして。
安達部長。
○安達政府参考人 広報ビデオを配布する際には……(細野委員)ビデオじゃないって「と呼ぶ」学習教材として副読本を作成しているということ、これは、済みません、その額が今幾らかかったかというの、私の今手元にございませんで、後刻ちゃんと御報告させていただきます。

○細野委員 ちよつとそれはふざけていますよ。この資料を経済産業省から取り寄せて、この資料も直接もらつて、それぞれ幾らですかということも担当者に確認をして、その上でこの質問をしますよと言っているのに、準備してきていないじゃ、話にならないじゃないですか、これ。(発言する者あり)

言する者あり)

○河上委員長 では、速記をとめて。

(速記中止)

○河上委員長 速記を起こして。

細野君の質問、残余の質問につきましては、精査していただいた後に最後に回しますので、先に奥田建君の質疑に入らせていただきたいと思います。細野理事、よろしいですか。

奥田建君。

○奥田委員 民主党の奥田でございます。

今、細野議員の質問を聞いていて、私も大変血圧が上がってきました。

大臣の方から御答弁いただき、小此木副大臣も来ていらつしやいますし、今のやりとりの方を聞いていただいて、どういった御感想をお持ちか、ちょっと通告のないことですが、一言、副大臣のお答えをいただきます。

○小此木副大臣 政治全体がといいますか、こういう国民からお預かりしている税金で、疑われるといいますが、不正な事件も実際に起きておりまして、また、今指摘されたようなことは、先ほど大臣が答弁されましたように、しっかりと精査をしてここに報告をする責任が、私も、政治家として経済産業省に入っている者として、責任があるなということを感じております。

○奥田委員 きようは日本アルコール産業株式会社ということで、一つの民営化の問題といいますが、質疑であるんですけども、政府内や私たちも、特別会計、あるいは前の特殊法人、今の公益法人といったものに問題意識を持って取り組んできていたわけですから、やはり政府内の、そして一般会計から一歩外れたところ、目の届きにくいところに、こういうふうなことがまたま起きているんじゃないかということを感じます。

今のは、金額は、本当に驚くべきことを興信所のように細かく精査して、質疑に反映させていただいたわけですが、政府が持っている、いろいろな省庁あるいは外郭団体から出ている印刷物、ビデオ、やはり量が膨大ですし、そういった

ものを精査したときに、また同じことが出てくるんじゃないかというふうに思います。

大臣も小此木副大臣もホームページとかを持っていってらっしゃるでしょうけれども、ホームページの見積もり一つにしても、私も、自分自身のホームページは二十万台でやっております。毎月の維持管理費は、いろいろなトラブルがあったときや、更新で手をかけてもらうときも、契約していただきますけれども、月二万ぐらいだったと思います。実務のときにも、市町村のホームページなんかを立ち上げるのをほとんど全部受けてやったようなこともありますけれども、大体百万円ぐらいで初期の立ち上げというのはできます。同じように、更新は、情報量にもよりますが、毎日かかったとしたら、とてもそんなものにならない。あの値段なら、ヤフーが楽天の、あれだけの膨大なサービスができるぐらいの価格だと思います。

ぜひ大臣も、はつきりとしたお返事をいただきましたけれども、厳正な調査と報告、それをまた至急にやっていたきたいし、また、類似のことでそういったことがないか、内閣としてもしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

さて、本題の方に入りたいと思います。

まず、大臣も、あるいはきょうの質問者も、みんなアルコールの方が好きな人間が多いのかなというふうにもちよつと仲間からも冷やかされておりますけれども、今の特殊会社への移行の期間、まだ一年ありますけれども、この間に、さまざまな民営化あるいは自由化という中で競争に耐えるように、幾つかの施策、準備をしてきたものというふうに思います。今日まで、激変緩和措置期間という間に組織として取り組んできた、体質を強化してきたんだというところについて、大臣の方から御説明をいただければと思います。

○中川国務大臣 昭和十二年から、日本の工業部門の重要物資でありますアルコールの安定確保、安定供給、あるいは品質の維持という観点から、

ずっと六十余年続いてきたわけでありまして、昭和五十七年のいわゆる現業部門の民営化というこの流れの中で、非常に時間をかけながら、時間をかけながらというのは、この物資の重要性、あるいはまた食品、医薬品等に多く使われるものでございますから、そういう意味での品質管理、さらには、いわゆるNEDOの方に一たん移管をいたしまして、その中で職員の皆様方の大変な御努力というものを一つ一つ着実に進めていくことによりまして、今御指摘のように激変緩和をしながら、そしてまた、重要な産業部門としてこれからの大いに誇りを持つて頑張っていたきたい。また、民間としてのいいところも大いに発揮をさせていただくということで、来年から民営化、特殊会社、そしてまた、一定期間、できるだけ早い期間にいわゆる一般の民間会社にしていきたいということで、足かけ二十数年の長い道のりでございますけれども、関係者の皆さんの大変な御努力でこまめなことができて、そして、大いに、民間の会社として、誇りと、そして技術力、物づくり日本の代表としてこれからまたさらに発展をして、国民経済に貢献をしていただきたいというふうに考えております。

○奥田委員 大臣の方から、ざっとしたお話をいただきました。今は専売の方をやめて四年目ということですが、話としては、昭和三十年代からこういった民間移行という話はあったわけですね。そんな中で、多くの審議会を持ちながら検討してきたことでもあるということで、今、数年の間にやっていることは、その後ろにはバックグラウンドとして何十年間の議論の積み重ねのものがあって、今の時間を迎えているということなんだと思います。

ちよつと石毛局長の方に聞きたいんですけども、もう少し具体的に、一つの企業として成り立っていくためにこういった新しい動きをしたんだというところで、例えば、皆さんが御存じの工場の閉鎖があって、集約化というものがこれまで、この四年の間じゃないにしても、やってきた、あるいは

は設備投資も新しい最新鋭機を新工場には持ってきた、そういった観点で、幾つかの体質強化の施策を御説明いただきたいと思います。

○石毛政府参考人 お答えいたします。

アルコール工場、今奥田先生御指摘のとおり、つい最近までは七つの工場が全国にございました。そのうち四つの工場については廃止をいたしまして、新たに一つの工場をつくりました。現在ある工場を申し上げますと、鹿児島県の出水というところの一つ、それから静岡県磐田というところの一つ、それから千葉県千葉の一つ、それから新しい工場として鹿児島にアルコール工場をつくっております。

先日私も、鹿児島のアルコール工場を見学したのでございますけれども、周辺の化学コンビナートの中に位置づけられている工場でございます、これは私に言わせれば、かなり前に幾つかのアルコール工場を見学したことがあるわけですが、それに比べるとかなり近代的な、工場長にもお話を伺いましたけれども、確かに、生産性にも相当配慮している。従来の国営工場とは違う形の工場だなという印象を持った次第でございます。

○奥田委員 また、特殊会社になった後も、株式売却といった手順を踏んで完全民営化を目指していくということにもなっております。幾つか、これまで政府も民営化に当たった一つの作業というものは踏んでいるわけですが、今回のアルコール産業株式会社の民営化までの手順、あるいは、株式売却にかかるときにそれまでの要件としてそろえなければいけないこと、どういう時点で株式売却を始めるのかということについて、大臣の方の御説明をいただきたいと思います。

○石毛政府参考人 お答えいたします。

新しい会社の民営化のための株式の売却でございますけれども、新しい会社が実際に新しい競争環境の中で株式会社として相応の実績を出して、民間が株式を購入するために必要な経営情報を広く開示することが必要だというふうに考えております。したがって、設立の初年度、来年の四

月に特殊会社ができるわけですが、それから市場で評価されるまでの間というのは設立二年目の事業年度、そういうことになると思いますから、その段階で株式の売却を開始したいというふうに現在考えております。

株式の完全な売却につきましては、新会社の実績によりましてその経営状況あるいは将来性がどうなるのか、そういう評価が高まることが不可欠でございます。それから、その時点での株式市場の動向というのも非常に重要でありますので、そういうものを見きわめながら、最初の株式の売却からできるだけ時間を置かず完全な売却を行っていききたいというふうに今考えております。

それから、そういう株式を売却することで、株の基礎になります資産のところでございますけれども、具体的な会社のイメージということで今説明をするわけでございますが、新しい会社の資産は、設立の時点でNEDOのアルコール部門から全部承継をするということになってまいります。その具体的な額でございますけれども、新しい会社の設立前に、個別にこの資産は幾らだという資産の時価評価を行うことになっております。

そういうことで、これから時価評価を行うわけですが、どうしても、御参考までに、今どれぐらいなのか、どういイメージなのかというのをちよつと申し上げますと、平成十五年度末時点で、NEDOのアルコール部門の資産額は約三百二十億円となっております。負債額は百二十億円ということでございます。純資産額は二百億円。そんなイメージの会社、それをベースにして具体的な資産の時価評価を行って、設立委員会で株式の数、だとかそういうものを決めていく中で、実際にどういう額で株価を決めていくのかというのが決まってくると思います。

○奥田委員 当然、会計手法なんかも企業会計のものに移行して、そういった資産、それが簿価なのか時価なのか、そういったことも含めて準備しているかなきゃいけないわけでしょうけれども、今、純資産二百億というお話があったと思いま

す。三百二十億から百二十億を引いて二百億ということだと思えます。

ただ、もちろん、いろいろな従業員の退職引き当てなど、そういったものが負債としてあるんだという話も聞いていますけれども、それで二百億と出るという中で、今、閉鎖した工場の土地関係なんかの資産が大きいんだということを聞いています。

これまで、公の会社であれば、それまで売却していったところの工場用地というのは、国庫あるいはNEDOの方に返っていたんだと思います。新会社になるに当たって閉鎖した土地を渡して、そして二百億というのは、これはある意味、新会社へ移行するときの土産と言ったら言葉は悪いですが、資産として、民営化以降のための余力として遊休地になった閉鎖した工場跡地をつけてあげるという、そんな感覚の資産になるんじゃないか。

○石毛政府参考人 お答えいたします。

七つの工場を、先ほど四つ閉鎖をして新たに一つつくったというふうに申し上げたわけですが、でも、そういう閉鎖した工場の跡地はどうなっているかということでございますけれども、現在、例えば肥後大津の工場というのは、アルコールの流通のある種のセンターみたいな形になって、流通の基地になっている、そういう形で運用していることもございます。

それから、ほかの工場につきましては、現在、新しい会社になっていく過程において、そういったような土地をどういふふうに活用するのがこのアルコール事業のためにいいのか、もちろん、アルコール事業以外にも新規事業をやる可能性もあるわけでございますけれども、そういうことも含めまして、その資産の活用の仕方について今検討をしているところでございます。

○奥田委員 まだ検討という言葉がありました。移行に当たって、私も新会社の身ぐるみはいでということは言いませんけれども、使っている施設じゃなくて、ある意味あいちゃった土地がどっち

にあるのかということは、国庫に入るのか新会社に行くのかということとはしっかりと説明がないと、しかも、さっきの話じゃないですけれども、億単位の話ですから、その辺をきちっと説明ができるように、周りの人があるいは私たち国民が納得できる形で資産の移行ということを行っていたきたいというふうに思います。知らない間に、帳簿に、あつちに移ったからあなたの方のものだということは、やはり国家資本を投下してやってきた会社としての最後の襟を正した姿というものを残していただきたいというふうに思います。今、いろいろな変更とともに、NEDOでのアルコールの管理というものが緩和される、一つの廃止といいますが、緩和されることになります。そして、今、製造者、そして販売者、使用者といったこの流れの中で、それまでNEDOがかかわって管理してきた、あるいは許可を出してきた。許可制は残ります。

ただ、この流通過程の中で、今までは製造者が、日本アルコール産業の会社の方が、まあNEDOの製造部門が使用者になったり販売者になるというところはなかったことだと思ふんですけれども、株式会社になれば直接販売、これは可能ですが、ね。そしてまた、複雑な製品はつくれないかもしれない。あるいは、極端に小売までは言いませんけれども、あるいは、製造、販売、使用といつた大きな流れ、これはもう、一回シャッフルされて、許可をもらえばどの事業にも参入できるし、幾つかの役割、事業を束ねることもできるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○石毛政府参考人 お答えいたします。

現在のアルコール事業法の中でも、輸入、製造、販売、それから使用、こういうそれぞれのことにして許可を得て、そういう事業を兼ねることももちろん可能なわけであります。

ただ、間に、NEDOにおきまして、そこで一手購入・販売ということで、一たんそこで蔵出し

といったらいいんでしょうか、その段階で一たんそこを通すという形をとっておりますけれども、それを、今度NEDOが特殊会社化する段階でその一手購入・販売制度を廃止いたしますので、そういう面では、流通の形態がその部分だけはなく、従来の意味で変わるわけでありまして、けれども、従来の製造、輸入、販売、使用それぞれについて許可をとってそういう事業を行うという仕組みは、変わりはないわけでありまして。

○奥田委員 なぜこういうことを言うかといいますが、五年前の審議の中で、今の会社が酒造業の方に、お酒をつくる方の分野に進出することはできるんだろかという話の中で、可能ではないだろうかというような審議があったからであります。

大臣にちよつとその辺も含めて、新しい事業はもちろん新会社となって新会社が決めることでございますけれども、法案の中では、事業の遂行に影響がない範囲内において、経済産業大臣の認可を受け、新しい会社は事業を行うことができるという一条の二項ですけれども、そういった条文があるんです。ということは、新事業をするときに、株式会社に移行した後でも、新しい事業に参入するためには大臣の認可が要するというところにも聞こえるわけですが、これも、これは大臣の方で、新しい事業展開という中で、もし経済産業相として何を認めて何を認めないんだというような方向性があると思ふれば聞かせていただきたいと思います。

○中川国務大臣 先ほどから答弁申し上げているとおり、この法案を成立させていただきまして、来々四月一日をめどに特殊会社をスタートさせたいということ、いろいろな準備がこれから出てくるわけでございまして、その中で新会社としてどういう事業ができるのかについては、設立委員会の新会社設立に当たってのいろいろな議論、先ほどの、役員をどうするか、定款をどうするかといった議論、そしてまた、その事業については私の方で、経済産業相として認可を出すということにな

るわけでありまされども、その先の純粋民間会社についての御質問というふうに理解してよろしいんですか。(奥田委員)そうですね、新しい事業展開の場合に制限があるのかないのか、もしあるとすれば今の設立委員会の中で決められるかどうかと呼ぶ。

特殊会社は来年四月一日にスタートして、できるだけ、二年ぐらいで完全な民間会社にしたいというふうに考えておりますけれども……(発言する者あり)失礼しました。特殊会社のうちは私の認可が必要でございますが、完全な民間会社になった場合には、これはもうある意味ではマーケットメカニズムの中での判断ということになりますので、ほかのアルコール事業者と同じような立場になっていくことでございます。

○奥田委員 株式会社になっても、政府が一〇〇%資本を持って、株式を持っているときには政府の市場全体をにらんだ関与はあるけれども、株式を売却したときにはそういったこととの関与はなくなるという解釈でよろしいでしょうか。

○中川国務大臣 そうなんですけれども、ただ、アルコールという重要な工業製品でありますから、我々としても、アルコール政策の観点から、業態としてある程度の流通管理をしていくということ、我々として関与をしていくということと考えていきたいというふうに思っております。

○奥田委員 次に、いろいろな工業用アルコール、あるいは醸造アルコール、エタノールといいますが、そういったものの用途をきたらほとんどこれから広げていきたいという思いを新しい会社の方も持っていると思います。食品の分野が少しずつ拡大しているんだという話を聞き、そこは確かに今のこれから特殊会社になろうとする会社の強い部分でありますから、面白い話なんでありまされども、もっとダイナミックに使える部分がないかなというふうなことです。

例えば、日本のこの工業用アルコールの品質が大変高いということであれば、一つの海外戦略と

して外に出して、輸出品として強いものじゃないかなと言ったら、海外では使用される用途が余りないんだというふうなことを聞きました。海外でもアルコールはたくさんつくっている、それは、経済産業省の方の言うには組留アルコールというもので、品質の粗い、どちらかというと燃料で使われている用途になっているんだということを聞いています。

ちよつと、副大臣あるいは局長さんにお聞きしたいんですけども、最初は局長さんかな。日本は工業用アルコールが必要としてたくさんあつて、海外の大勢というのは組留アルコールというものが大きな消費、バックグラウンドになっている。この用途の違いというのはどこから来ているのか。あるいはシェアすることでお互いに新しい産業分野ができてくるんじゃないかと思ひますけれども、その点についてお答えいただきたいと思ひます。

○石毛政府参考人 お答えいたします。

諸外国では、まあ諸外国といつても一概には申しせないわけですが、幾つかのケースを申し上げますと、例えば、アメリカでは燃料用に一千六百三十三キロリットル、ブラジルは一千四百七十四万キロリットル、けた違いに大きな量のアルコールを燃料用に使っております。これは、御案内のとおり、例えばブラジルのケースでは、今は違ひますけれども、かつては石油の生産が物すごく少なかった。石油の輸入をしているものですが、海外依存度を減らすためにサトウキビからつくったアルコールを燃料用として使用した、そういう背景があると思ひます。

今アメリカとブラジルのケースを申し上げましたけれども、フランス、イギリスなどでは、アルコールについては、余り現時点では燃料用には使っていない。ただ、工業用には、イギリスで二十七万キロリットル、フランスで二十五万キロリットルということ、工業用には使っております。ただ、その内訳としてどういふ分野に使っているのかというのは、ちよつと私どももデータが

得られておりませんけれども、恐らく想像しますに、日本のように食品のところに、そういうある種の防腐剤的に使っているケースは余り多くはないのではないかと推測してあります。

○奥田委員 副大臣の方にお尋ねしたいんですけども、今海外で燃料使用というものがあつたというお話がありました。

二年前にも、高濃度アルコール燃料ということで、車がちよつと火を噴いたり、あるいは、どこまでが脱税でどこまでが脱税じゃないのかというようなことで、燃料の、揮発油の品質確保に関する法律というものが改正されたりもしました。

ちよつとそのときも、一つのこれからの環境政策や、国内でもバイオディーゼルだとかそういうものをどうやって伸ばしていくんだということ、経済産業省の、資源エネルギー庁の検討課題として、今確かに安全なガソリンあるいは軽油というものを保持しなきゃいけないけれども、新しく伸びていく分野として、一つの燃料のバイオ化ということを進める施策を検討しなきゃいけないという中で、法として出てきたのは、たしか三%混合、ガソリンには三%ということで、E3ガソリンですか、海外ではE10、一〇%混合が主流だと聞いていますけれども、そういったガソリンの規定というものをつくつたと思ひます。

ただ、これを広げていく上で、今、大臣たちも御存じでしょうけれども、滋賀県の琵琶湖をきれいにしたいというところから始まつた菜の花プロジェクトというものがあつて、議連もありますけれども、そんな中でも何とかバイオ燃料を規制なく使いたいという話があります。ガソリンには三%という規制、これはもつと広げたいし、あるいは三%、もし欧米の一部のように義務化とすることがなると、あつという間に工業用アルコールというのか醸造アルコールの市場というのは数倍に膨れ上がるわけです。

そんなことも踏まえて、あと、今現在、経済産業省がどうやってバイオ燃料というのを拡大していくかとしているのか、これは副大臣の方にお願

いします。

そして、お役所の方には、経済産業省の方には、確認しておきたいんですけども、今、バイオ燃料は軽油代替としては使つてもいいわけですね。トラック協会なんかでも、二〇%混合、軽油に對してですけども、そういったものは使われているという話も聞いていますけれども、軽油代替としてはバイオ燃料は使つていいのかどうかということの確認。そして、それに税制がどういふふうになるのかということ、あるいは製造産業局長の方に、あるいは資源エネルギー庁ですか、聞かせていただきたいと思ひます。

○中川国務大臣 バイオエネルギーをどういふふうにしていくかというのは、日本のように化石エネルギーがほとんどないという中で、いわゆる再生可能エネルギーの一つとして、今御指摘の菜の花プロジェクトのような形でこれから進めていきたい。これは、経済産業省だけではなくて、農林水産省とか環境省、政府一体となつていきたいというふうに今進めているところでございます。

実は、私のところも、小麦あるいはまたトウモロコシから、まだ実験段階ですけども、エタノールをつくつて、それをエネルギーにしていきたいという実験が三年目に入つてるところでございます。

ブラジルのサトウキビでありますとか、カナダ、アメリカ等々では、バイオエネルギーというものにかなり優遇措置をとりながら、環境にやさしい、しかし、コストの面とかいろいろ問題点もあつて、御指摘のように、E3なら今のエンジンでも大丈夫ですけども、E10になると今のエンジンではなかなか難しいとか、いろいろな問題点もありますけれども、やはりエネルギーの多様化、あるいはまた再生可能あるいはクリーンなエネルギーの一つとして、バイオエネルギーというのは今後のエネルギー政策の中の、これからの一つの大きな柱になっていくというふうに考えております。

〔高木(陽)委員長代理退席、委員長着席〕
○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

バイオ燃料の利用でございますけれども、これには大きく二つございまして、委員御指摘がございましたように、ガソリンにまぜて自動車用燃料として使う場合がございます。これにつきまして、自動車を改造しなくても使えるような安全な規格というのはどういうことであるかという観点から、三%を上限としてエタノールをガソリンに混合することを、御指摘いただきました揮発油等の品質の確保等に関する法律及びこれに基づきます省令で認めているところでございます。

他方で、また御指摘がございましたように、今度は軽油の方にバイオマス関係のものをまぜていくという動きもございまして。これは具体的に、今申し上げましたガソリンにまぜるような場合と同じように、どれぐらいのものをまぜたならば車等に与える影響がないのかというような、同じような規格をつくる必要がございまして、現在、そういう観点から、燃料規格を省令として定めるべく、十七年度中を目途といたしまして検討を続けているところでございます。

今のような格好で、安全面も考慮しながら、できるだけバイオエネルギーを使っていきたいというところで、環境の整備に努めているところでございます。

○奥田委員 以上で質問は終わりますけれども、一応日本も自動車産業というのは中心の一つでありますし、また、海外でそういった対応ができていりし、今使っている人たちが、やはり故障があったりという中でもアルミやゴムの燃料系統の部品をステンレスにかえるだけで対応できているとかいう話なんかも聞いたりします。ぜひとも、これからまた新しい温暖化大綱ができることでもありますし、燃料のバイオ化ということも政府を挙げて拡大策に取り組んでいただきたいということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○河上委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。アルコール産業株式会社法案について質問をさせていただきます。

第一に、職員の雇用への配慮の問題についてお尋ねいたします。

自由化に向けた暫定措置期間のこの五年間に、NEDOアルコール製造部門は工場の再編や組織のスリム化などを行ってまいりました。アルコール事業は、国の専売制度から自由化に向けた暫定措置、そして完全自由化と、事業のあり方が大きく変わってまいりました。それに伴い、職員の身分も国家公務員からNEDOの職員、特殊会社社員と変えられている。まさに国策でみずからの身分が振り回されてきたというのが現状だったと思います。特殊会社として民間企業と競争していくとなりますと、さらなるリストラの問題など、先行きの不安もお感じのことと思います。

現在、アルコール供給の六割をNEDOアルコール部門が製造しており、新会社も引き続き大きな比重を占めることとなります。工業用アルコールの安定供給を確保するという観点からも、職員の雇用には十分な配慮をすべきだ、このように考えますが、いかがでしょうか。

○平田大臣政務官 お答えを申し上げます。思い

経過としてはお話のとおりでございますが、なおかつ、これまでやはり工場再編等のためにさまざまな状況はございましたが、それはそういう理由で対応してまいりました。

今後は、御指摘のように、かつ新会社というものは、国にとって大変重要な、アルコールを安定供給するという大変重要な責務がございまして、そういう観点からも、さらにその会社の経営基盤をしっかりとするために、職員の雇用や処遇につきましては、しっかりと指導監督をしてまいりたいと思っております。職員の今後のことも想定をしながら、しっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

○塩川委員 雇用の問題や労働条件の問題について、労働者の皆さんの声をしっかりと聞く、労働組合の意見もしっかりと聞く、そういうふうになきちゃんと協議、責任を負うということを改めて確認をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○平田大臣政務官 おっしゃるとおり、しっかりと指導監督してまいりたいと思っております。

○塩川委員 次に、中小の需要家対策についてお尋ねをいたします。

工業用アルコールを使用している許可使用者の八五%が中小企業者であります。国の認可価格制度の廃止により、今後アルコールの販売価格に地域差が生じるんじゃないか、こういう心配の声もあります。中小零細のユーザーの方ですとか、また遠隔地のユーザーの方にとって、流通面や価格面で悪影響が出ないようになすべきだ。こういう悪影響が出るかどうかという今後の見通しについてどのようにお考えかということ、それに対してのどのような対策をとるのか、この点でお聞きしたいと思います。

○塚本政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘のとおり、工業用アルコールにつきましては、その約八五%を中小企業者が使用している。そういうことで、専売制度の廃止に伴いまして、やはり中小企業者への配慮ということで五年間の暫定措置をつくり、それでNEDOの一手購入・販売機能等を付与したわけでございます。

ただ、今回、まさしくそういう一手購入・販売制度というのがなくなりますので、そういう意味では、地域の特に遠隔地の中小企業も含めまして、それなりの配慮が必要かと思っております。

それで、先生御指摘の価格でございますけれども、やはり市場が自由化されますので、そういう意味では、取引の規模や輸送距離に応じましてそれなりの価格面での格差が生じてくる可能性はありうかと思っております。

ただ、御案内のように、既にNEDOも相当コスト削減に努めて、例えば、平成十二年にキロリッター十二万円強しておったアルコールも八万五千

円ぐらいに下がり、そういう意味でそれなりの経営努力をしております。今回、この法律によりましてさらに製造事業者間の競争が本格化しますとの、全体的にはさらなる一層のコスト削減、合理化が進められますので、中小事業者にとりましても、全体としてはより安価な工業用アルコールが供給されるというふうに我々は見ております。

それで、そういうことで、我々も、この暫定期間終了に当たりまして、中小企業者への影響というところで昨年の十月に、これは全使用許可事業者ですけれども、四千六百五十九事業者ありますけれども、アンケート調査をいたしました。

それで、この暫定措置期間の終了に対しますアンケートですけれども、価格面では約七割の中小事業者が現状維持または安くなるだろう、それから、納期も購入量の確保や取引条件も問題ないだろうということと九割の事業者がそういうふうに戻答しているということでございます。

それから、販売事業者もかなり、四百事業者が七百二十五事業者と拡大してきておりまして、そういう販売面の部分も整備をされつつあるということで、我々としては、こういう中で、引き続ききめ細やかにアルコール事業法の流通管理の中で、中小企業需要者へきめ細やかな情報収集と対応をやってまいりたい、万全を期してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○塩川委員 アンケートで今後の見通しについては、安くなるだろう、取引条件についても問題ないだろうというのが多数ということはお聞きしております。同時に、この先というのはどうなのか、わかりませんから、そういう点で、提案なんですけれども、二年とか三年後ぐらいに価格がどうなったかというのを少しフォローするといいますが、調査してみても実際の地域格差がどうなっているとか、その辺を一度検証するということも必要なんじゃないのかなと、今までの統一の価格ということもありましたから、その辺をぜひ御検討いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

うか。

○石毛政府参考人 アルコールにつきましては、NEDOが特殊会社に移行して、さらに完全民営化された状態にあっても、現在のアルコール事業法、流通管理の法律は残って、それで機能させるわけであり。その中で、アルコールが安定的に供給されているかどうかということもしつかり見ていかなくちゃいけないと思っておりますので、そういう御指摘の価格の点についても、適時、どういう段階で把握するのかというのは今直ちに答えすることはできませんけれども、よくフォローをしていきたいというふうに思っております。

○塩川委員 価格の点についてぜひフォローしていただきたいと思っております。といいますのも、今、原材料価格の高騰問題というのが大変懸念をされておまして、これは原油も、鋼材価格も、大変それが中小企業者にとって大きな負担になっている現状があるわけです。全体として下がってきていると言われているアルコールにつきましても、将来の見通しについては、これはこれで全体の状況もあるでしょうから、そういうフォローアップをぜひお願いをしたいと思っております。

そういった原材料価格について、中小企業者が圧迫をされている状況についても正していくということが求められていると同時に、やはり中小企業者の皆さんにとっては、何よりも資金繰りの問題というのが一番の懸念の材料になっているわけです。

そこで、何点かお聞きしたいと思っておりますけれども、資金繰りの問題については、ひとところよりも改善してきているという声も聞くわけですが、これも、これが中小企業の実態をリアルに反映したものかどうかという点で、若干の疑問があるわけがあります。

これは、経済産業省の中小企業政策審議会で信用補完制度のあり方に関する検討小委員会が設けられて、ここで部分保証の議論が行われているこ

とに心配の聲が上がっているわけですね。要するに、中小企業の実態について、これは中小企業庁が中小公庫に委託した調査ですかね、プロパーの借り入れと保証つき借り入れの二極化がこの間進んでいるというの紹介をされておりました。こういうデータなどを踏まえて、中小企業家同友会全国協議会からも信用補完制度縮小の検討の中止を求める要望書も出されており、具体的な御意見としても、こういうのは絶対反対だ、貸し渋りが再発をするという懸念の声も紹介をされております。

そこでお尋ねしたいんですが、先ほども言いましたアンケート調査で、二極化が進行している、保証つきじゃないと融資を受けられない層が四割に上っているわけです。こういうときに、改めてこの保証の役割というのが問われているんじゃないか。保証の役割というのはこういう現状を踏まえてどのように認識しているのか、その点をお聞かせください。

○望月政府参考人 お答えします。

保証の現状につきまして、まずは十五年度末の保証債務残高全体を見てみますと、約三十兆円でございます。まして、中小企業向け融資の残高の約一割を占めるという意味では、信用補完制度は、中小企業金融の円滑化に大変重要な役割を占めているというふうには思っております。

それからまた、今先生御指摘になられました、保証協会を利用して中小企業者の中で、保証協会の保証つき融資だけで借りている方というのは全体の中で四割とおっしゃいましたけれども、別の切り口でいきますと、保証協会を利用している中小企業者の中の三分の二の方が保証つき融資だけで行っているという実態もございます。

こういう中小企業者にとって特に公的信用補完制度というのが大変重要な制度になっているというところは論もまたないわけでありまして、同時に今、先ほど先生御指摘の検討小委員会でもやっているお話でございますが、一〇〇％保証の現行制度のもとでは、本来、金融機関が融資先に

対してきめ細かく経営支援をしたり再生のためのアドバイスをしたりする役割があるわけでございますけれども、そこについて、金融機関自身がリスクを一切負っていないという現状から、同様の経営支援が行われないのではないかということも懸念する声も多いことも事実でございます。この辺につきまして、先ほどの検討小委員会というのが幅広い視点から双方の意見をいろいろ伺っているという現状でございます。

○塩川委員 信用保証のあり方の問題について、やはりその国独特の成り立ちがあるわけですね。私、そういう点では、日本の信用保証制度というのは、国際比較をした中でもいろいろな面で拡充をしてきている点と、いろいろあるんだと思うんです。もちろん、ほかの諸外国でも違う手段で、調達手段なども含めて工夫をしていると思うんですけれども。

そこで、よく部分保証の話の前に議論した際に、海外の事例で、海外はほとんど部分保証なんですということを言われたものから、確認で一つお聞きしたいんですが、諸外国の保証の状況についてなんですけれども、保証の承諾の額というのが日本は幾らで、あと、米、英、独、仏ぐらいでわかるところを、保証承諾額ということで紹介いただければなと思うんです。

○望月政府参考人 なかなか公的統計が入手困難ではございますけれども、今私どもで掌握しておりますのは、二〇〇三年度でフローで保証承諾が行われた額というものが、我が国は十五兆二千億円でございまして、米、英、独、仏、日、韓、換算レートにもありますが一応一兆三千億ぐらい、それから英国が四億一千万ポンド、八百三十六億ぐらい、それからドイツが六・二億ユーロ、八百八十七億、フランスは四十六億ユーロで六千五百八十三億というものが、一応、統計上入手いたしております。

○塩川委員 保証承諾の額を見ましても、日本の額というのが大変大きな金額に上っている、こういう現状があると思うんです。そういう点では、

信用保証について見ても、中小企業の皆さんが受ける影響というのは大変大きなものがあるということが、この保証承諾額にもあらわれていると思うんです。

実際、私も試算してみました。全中小企業に占める保証を利用している中小企業者数の割合、同じ二〇〇三年度でいいますと、アメリカが一・三％、イギリスが一・一六％、ドイツは〇・一八％、フランスが二・四％、それに対して日本は四割と言いましたように、三九・八％が利用しているという点では、けたが違いがあると思うんです。それで、その背景に、やはり日本の金融機関の姿勢といいますか、中小企業のニーズとしての信用保証の充実というのが一方で歴史的に積み重ねられてきたのではないかなと思っております。ですから、そういう点では、海外が部分保証がどのくらいから日本という議論というのは単純に持ち込めないものだということを、ぜひ議論の上で踏まえていただければなと思っております。

そこで中川大臣にお伺いしたいんですが、この部分保証についてですけれども、これは二〇〇二年の十一月に、DIP保証、事業再生保証について私が当時の平沼大臣に質問をいたしました。部分保証についてどう考えるのか、DIP保証で一部、部分保証を導入する、これを全部開くなどということとは、とてもそういう状況にないじゃないかという点で、お聞きしたときに、平沼大臣の答弁は、「部分保証によっても民間金融機関からの十分な中小企業向け融資が確保されるような状況になるまでは、部分保証制度を広く導入することからは現実的ではない」、「DIP保証以外については従来どおり全額保証であることを私も明らかにしてまいりたい」と答弁をしております。つまり、先ほども冒頭紹介しましたように、今、中小企業者の方から部分保証に対しての危機の聲がある。円滑な資金供給を確保する観点からも、現状で部分保証を大きく開くなどということは、

とてもそういう状況じゃないと思うわけですが、
こういう立場というのは今でも変わらないものだ
と考えますけれども、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 今、塩川委員からも御指摘あり
ましたように、企業がいろいろ資金調達をする
ときには、各国それぞれ、ある意味で特徴がある
わけでございます。日本の場合には有担保である
とか人的保証であるとかいうものが今まで中心
であったわけですが、この委員会でも、無
担保無保証でありますとか、また貸出債権の証券
化であるとか、いろいろな手法を御審議いただ
き、これからまた、多様な企業支援といいまし
うか、が出てくるわけでございます。

他方、当時と比べまして日本経済が、総じてで
ありますけれどもよくなつてきている。例えば、
業況調査なんかを見ましても、当時に比べると大
分よくなつてきております。ただ、私も何回もこ
の場で答弁させていただいておりますように、特
に中小企業とか地域とか業種によつてまだまだば
らつきがあるとは思ひます。

いずれにしても、DIP保証のあるべき姿も含
めまして、本来、先ほど長官からもございました
けれども、やはり貸す方も一〇〇%間違いないん
だ、あるいは借りる方も一〇〇%借りられるん
だ、その結果、全部この保証の保護でリスクをか
ぶるんだというのも健全な金融の形態ではないと
いうふうにも思ひます。今まさに審議会で、現在
の経済状況、あるいはまた今後の企業金融、特に
中小企業金融のあり方について検討をしている最
中でございますので、そこも踏まえて、またいろ
いろと判断をしていきたいというふうにご考へてお
ります。

○塩川委員 部分保証をやること決めたわけじゃ
ない。この点は、部分保証をやること決めたわけじ
ゃないというのはいさしなわけですね。

○中川国務大臣 まさに審議会で今ずつと議論を
している最中でございますから、その議論を踏ま
えた上で、またいろいろ考へていきたいと思つて
おります。

○塩川委員 この前の経済産業委員会の参考人質
疑でもいただきました、東京商工会議所の副会頭
の井上愛知産業社長もこの部分保証の問題につ
いて発言をされて、中小企業にとつては一〇〇%保
証でぜひともやっていただかないと、なかなか融
資を受けられない、ぜひとも一〇〇%保証を継続
してもらいたい。これが多くの中小企業者の方
の声だと思ひますので、それを受けとめた対応を
ぜひお願いしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○河上委員長 では、細野豪志君。
○細野委員 さっきの確認からしたいと思ひん
ですが、この教材が、二年連続同じ予算で、同じ金
額三百万でついているというのを改めて質問さ
せていただいて、では、まず御答弁ください。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。
平成十五年、平成十六年度、両方とも予算書
では広報素材等作成委託費の中で広報ビデオ・映
画作成費が計上されてございまして、九百十五万
円ずつ計上されてございまして、その中で、ビデオ
の作成単価につきましましては、三種ということ
で、一種当たり三百万円という計上がなされてござ
います。

以上でございます。
○細野委員 要するに、同じものが同じ金額で予
算がついていてということですね。

さつき裏で伺つたら、ただ、平成十六年度の予
算については、決算が出ていないのでまだ出した
か出していないかわかりませんという話です
が、もうこれは明らかに、予算がそれぞれ制作費
が三百万ついでいて、同じものををつくつて
いるわけですよ。そういうことではないんです。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。
平成十五年度については、予算額九百十五万円
に対して実績額八百九十八万円ということござ
います。平成十六年度については、これから早急
に確定をいたしたいということでございまして、
それで、できているものについては、先生と同

じ認識で、十五年、十六年度のものは私ども把
握しているということでございまして。

○細野委員 辛うじてまだ決算が出ていなかった
ので、十六年度の決算で、出せないということ
もしかしただけでもできるかもしれない、という話
ですね。

では、ちよつと部長に、少なくともこれは確約
いただいたんですが、我々、三年分の予算書し
かもらっていないんです。十五、十六、十七と。
その前は決算が確定した年ばかりです。場合に
よつてはその前の年も同じものをつくつてい
るんじゃないかと私は見えています。ですから、十四
年度、十三年度、十二年度、少なくとも三年分の予
算書をお願いする確約をここでしていただきたい
のと、あとは、決算はそれだとなんだ、予算で
は載つていないけれども、決算が確定してないん
だと逃げられていられるんだけれども、決算書もき
ちつと出すということ、これは大臣に確約して
いただいた方がいいかな。部長、では確約してく
ださい。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。
平成十四年以前三年度分について、予算書及び
実際の確定額について提出させていただきたいと
思ひます。

○細野委員 大臣、これは氷山の一角なんです
よ。

いろいろ見てみて、きょうは質問時間がなく
なつてしまつたので詳しくはませんが、これ
がそれぞれ予算がついて出ているパンフレットで
すが、年はまたいでいます。これも極めて類似
をしています。写真がちよつと変わつていたり文
章が縦が横になつていたりする程度の違いです。
これは広報マニュアル、五千万、三千万それぞ
れかけているんですが、これも、この年と、これ
はまだ出ていないんですが、中身は極めて似て
います。

ここにいっぱいパンフレットを持ってきたん
ですが、それぞれしるべきお金がかかつていて、
これも、全部は取り寄せていませんが、非常に類
似したものが多い。膨大なものがこの特会には間
違ひなくあるんですよ、最後にそのことを伺ひ
します。

せつかくの場所なんでもここで確約してほしい
んですが、このパンフレットの中に、裏を見ると
行で社会生産性本部というのがいっぱいあるん
ですよ。これは、それこそさっきのホームページ
とか相談室と同じところが受けていて、ほとんど
社会生産性本部なんです。

改めて要求しておきますが、ホームページにつ
いてさっき要求しましたが、社会生産性本部が一
体この電源特会から幾ら受けていて、どういう事
業を受けているのか、これを全部そろえて出して
いただけますか。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。
社会生産性本部に電源特会から予算を計上して
いるものについては、すべて御説明、公開させて
いただきたいと思います。

○細野委員 では、時間がなくなりましたので、
最後に大臣にお伺ひします。

これは私なりに考へて質問したつもりでして、
こういう重箱の隅をつつくような質問も、これも
やはりやらなにかめと思つてやっておるんです
が、大きな枠組みとして私が申し上げたいこと
は、電源特会、確かに税金が入ります、三千五百
万ぐらい。その中でお金が入っています。そして、
余つてい一方、何とか使わなきゃならない、
余つていものだから逆に使わなきゃならないと
いうプレッシャーがかかつて、一般会計からい
ろいろ事業を持ってきたりして、こういう膨大な
むだ遣ひ、場合によつてはこれは財政上違法行為
にも当たるとも中にも含まれていむだ遣ひが
行われていまして、特会の改革をぜひやるべきだ
と思ひます。大臣、このことを、きょうの質
疑をお聞きになつてどう考へになるか。

○中川国務大臣 そもそも電源特会というのは、
電源立地のための必要なお金であり、それからま
た地元の方々のいろいろな不利益、また御協力
に対しての貢献でもあるわけでありまして、

一般論としては、先ほどお話がありましたように、特会であり国民の税金であるということになりますと、私としては、大きな項目として二点徹底的に調査をし、できるだけ早く公表させていただくということをお願いしていただきましたが、これも含めて、我々のこの電源特会、もちろん、大事に使われている部分もございますし、中長期的にかかっている部分もございますが、国民の皆さんあるいは当委員会に対してきちっと説明ができるように、全力を尽くして公表できるようにお約束をしたいと思います。

○細野委員 経済産業省の中にはほかにも特会がありまして、それぞれ違いますがやはり行われているというふうには私は思っています。ですので、その部分について集中的に当委員会で審議をお願いしたいということを最後に申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございます。

○河上委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○河上委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、日本アルコール産業株式会社法案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○河上委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○河上委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、平井卓也君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び日本共産党の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。細野豪志君。

○細野委員 ただいま議題となりました附帯決議

案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

日本アルコール産業株式会社法案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 日本アルコール産業株式会社以下、「特殊会社」というのの民営化に向け、特殊会社の株式を売却するにあたり、公正性及び透明性を確保するとともに、確実かつ早期の民営化を実現できるように、会社の更なる業務・経営効率改善とともに、アルコールの品質や需給の適正なバランスの確保に万全を期するよう、指導・監督を行うこと。

二 アルコール製造工場が地域経済の発展に貢献してきたこと等にかんがみ、新エネルギー・産業技術総合開発機構から特殊会社への移行に当たっては、職員の雇用と待遇について当該職員が不当に不利益を被ることがないよう、十分配慮すること。

三 特殊会社が競争力を維持するため、アルコール製造業務に支障を与えない範囲において新事業分野に積極的に取り組むとともに、その成果が需要者等に還元されるよう、指導・監督を行うこと。また、特殊会社の民営化に向け、適切な経営体制を確立するとともに、適切な人材を広く内外から起用するよう、厳格に取り組むこと。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○河上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河上委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、中川経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。中川経済産業大臣。

○中川国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法法案の実施に努めてまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○河上委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○河上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河上委員長 次に、資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する件、特に関西電力美浜発電所三号機二次系配管破損事故についての最終報告書について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として資源エネルギー庁原子力安全・保安院長松永和夫君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○河上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○河上委員長 この際、松永原子力安全・保安院長から説明を聴取いたします。松永原子力安全・保安院長。

○松永政府参考人 お手元に三枚紙の資料を配らせていただいております。

関西電力美浜発電所三号機二次系配管破損事故の最終報告書の概要につきまして御説明をさせていただきます。

一 ページ目でございます。

事故が発生をいたしましたのは昨年の八月九日でございますが、翌日の十日に朝田委員長を初めといたします七名の委員から成る調査委員会を設置いたしまして、三月三十日まで十回にわたり審議をしていただきました。その結果、最終報告書が三月三十日にまとまった次第でございます。この間、この委員会自身、九月と三月の中旬二回、福井市で開催をいたしております。

二でございます。事故の原因でございます。

事故の直接的な原因は、事故が起こりました当該配管部分が点検リストから記載漏れをしていて、このことが長年見落とされた結果といたしまして、配管が侵食、腐食をしたということでございますが、その後の調査によりまして、さらにその背景には、事業者における不十分な保守管理、品質保証の体制があったということが明らかにいたしました。

下に書いてございますように、当初、点検の作業を請け負ってございました三菱重工それから関西電力、ともにチェック作業、意思疎通を怠ったこと、また関西電力の不適切な外注管理があったこと、また関西電力の工程優先意識があったということがございました。

今回の事故の関連で調査をいたしましたところ、平成七年前後から現在に至るまで、配管減肉調査を行って技術基準を下回ることが判明した場合におきましても、技術基準を独自に解釈いたしましたして補修を先送りをする、こうしたケースが三つの原子力発電所で累計七十八カ所に及ぶということも判明した次第でございます。

関西電力の責任と再発防止対策でございますけれども、下から四行目に書いてございますように、原子炉設置者としての運営管理、あるいは現

場の実態を把握し、是正するという管理体制、い
ずれにおきましても問題がございました。したが
いまして、保守管理能力の向上と外注管理の徹底
が急務である、また、企業風土を改善するための
持続的な取り組みが不可欠である、こういう指摘
がされております。

二ページ目でございます。

こうした事故調査委員会の指摘を踏まえまし
て、関西電力は、三月一日に再発防止報告書、ま
た三月二十五日に具体的な行動計画を提出してお
ります。行動計画の概要につきましては、三ペー
ジに参考として添付させていただいております。

これを受けまして、保安院といたしましては、
関西電力がこの行動計画に示されましたコミット
メントに基づきまして再発防止策を実行し、品質
保証体制と企業風土の抜本的な改善が図られるか
どうかということにつきまして、特別な保安検査
等によりまして厳正に監視、指導していく、こう
いうことが指摘をされております。

四でございます。

三菱重工業でございますけれども、プラントの
建設、保全の中核を担うメーカーとしての自己規
律を欠いた行為でありまして、同社のみならず原
子力安全全般への信頼を損なうものである、こう
いう指摘がございます。

この指摘を踏まえまして、三菱重工業につきま
しても、三月一日に再発防止報告書、また同月二
十三日に追加報告書を保安院に提出してござい
ます。その概要につきましても、三ページに添付を
させていただいております。

これを受けまして、保安院といたしましては、
三菱重工業に厳粛な反省を求めまして、その再発
防止対策と社内改革活動が確実に実施されるか、
厳しく注視していくこととしております。また、
三菱重工業につきましては、PWR、加圧水型原
子炉の唯一のメーカーでございますので、メー
カーとしての自覚を持って安全確保に取り組むこ
とを期待する、こういう記載になっております。
五でございます。国、原子力安全・保安院の責

任と対応でございます。

配管の肉厚管理でございますけれども、この具
体的な方法につきましては、これまで事業者、各
社にゆだねられてきたということが不適切な運用
を招いた一因であるというふうに真摯に反省をし
ております。保安院といたしましては、昨年の十
二月に検査対象及び検査方法の明確化をするため
の省令改正、また、先月の中旬には詳細な評価の
仕方あるいは測定を行うためのガイドラインとい
うものを通達として明確化したところでございま
す。

加えまして、各社の品質保証に対する規制で
ございますけれども、いわゆる東電問題の発生を受
けまして、一昨年の十月から、保守管理、品質保
証活動の検査、指導を行う、こういう検査体制に
移行しておりますけれども、こうした検査方法の
継続的な改善を図ることによりまして、全事業者
につきましても、保守管理、品質保証活動の徹底
を改めて強く指導していく、こういう考え方で
ございます。

以上でございます。

○河上委員長 以上で説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

平成十七年四月十九日印刷

平成十七年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K